

衆議院

安全保障委員會議録第四号

平成十四年四月二日(火曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 玉置 一弥君

理事 大野 松茂君

理事 浜田 靖一君

理事 末松 義規君

理事 田端 正広君

理事 石破 茂君

理事 白井日出男君

理事 木村 太郎君

理事 中山 利生君

理事 平沢 勝栄君

理事 米田 建三君

理事 石井 紘基君

理事 大出 彰君

理事 山谷えり子君

理事 赤嶺 政賢君

理事 小池百合子君

仲村 正治君

山口 泰明君

渡辺 周君

藤島 正之君

岩屋 毅君

瓦 力君

虎島 和夫君

野呂田芳成君

山本 公一君

伊藤 英成君

江崎洋一郎君

前原 誠司君

赤松 正雄君

今川 正美君

栗屋 敏信君

外務大臣

(防衛庁長官)

内閣府副大臣

外務副大臣

外務副大臣

防衛庁長官政務官

会計検査院事務総局第二局長

政府参考人

(警察庁刑事局長)

政府参考人

(警察庁警備局長)

政府参考人

(防衛庁人事教育局長)

政府参考人

(防衛施設庁長官)

川口 順子君

中谷 元君

村田 吉隆君

植竹 繁雄君

杉浦 正健君

木村 太郎君

増田 肇明君

吉村 博人君

漆間 巖君

宇田川新一君

嶋口 武彦君

政府参考人
(外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官)

政府参考人
(外務省アジア大洋州局長)

政府参考人
(外務省北米局長)

政府参考人
(外務省経済局長)

政府参考人
(海上保安庁長官)

安全保障委員会専門員

鈴木 明夫君

宮本 雄二君

田中 均君

藤崎 一郎君

佐々江賢一郎君

縄野 克彦君

補欠選任

石井 紘基君

山谷えり子君

補欠選任

大出 彰君

川端 達夫君

石井 紘基君

山谷えり子君

補欠選任

大出 彰君

川端 達夫君

石井 紘基君

山谷えり子君

補欠選任

大出 彰君

川端 達夫君

石井 紘基君

山谷えり子君

補欠選任

大出 彰君

川端 達夫君

石井 紘基君

山谷えり子君

補欠選任

大出 彰君

川端 達夫君

石井 紘基君

山谷えり子君

補欠選任

大出 彰君

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

国の安全保障に関する件

○玉置委員長 これより会議を開きます。

国の安全保障に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長吉村博人君、警察庁警備局長漆間巖

君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、防衛施設

庁長官嶋口武彦君、外務省総合外交政策局軍備管

理・科学審議官宮本雄二君、外務省アジア大洋州

局長田中均君、外務省北米局長藤崎一郎君、外務

省経済局長佐々江賢一郎君及び海上保安庁長官縄

野克彦君の出席を求め、説明を聴取し、また、会

計検査院事務総局第二局長増田肇明君の出席を求

め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉置委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○玉置委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。小池百合子君。

○小池委員 保守党、小池百合子でございます。

よろしくお願いいたします。

まず、中東問題でございます。

三月三十一日夜でしたか、シャロン・イスラエ

ルの首相が、イスラエルは現在戦争状態にあると

いうことを宣言し、また、アラファト議長は我々

の敵であるということ、エネミーという言葉を使

ったところがございます。そして、その言葉どお

りに、ラマッラという議長府の置かれてい

るその地に戦車等々を繰り出しまして、現実

にアラファト議長を監禁状態に置いているという状

況でございます。連日報道がされ、そして電気も

水も食料もない、その状態に置かれているのが現

在のアラファト議長でございます。

外務大臣、きょうも勝負服でいらっしゃるよう

でございますけれども、毎日勝負ばかりで御苦労

さまでございますが、引き続き全力で頑張ってい

ただきたいと思っております。

その上で伺いますのが、せんだって、

シャロン首相と直接電話で会談をされたというこ

とでございますけれども、日本側として何を要請されたのか、お答えいただきたいと思っております。

○川口国務大臣 私が三十一日の日曜日に会談をいたしましたのは、シャロン首相ではなくて、イスラエルのペレス外務大臣でございます。

この会談におきまして、私から、イスラエル、パレスチナ間の暴力の悪循環が続いているという状況は非常に問題であると憂慮をしているということをお話して、イスラエル軍のパレスチナ侵攻あるいはアラファト議長府を取り囲むということとは、事態の鎮静化には資さないというお話をさせていただきました。そして、イスラエル側のパレスチナ自治区からの即時撤退を含めた最大限の自制をイスラエルに要請したわけでございます。

ジニ特使の活動に対して前向きに対応するようにというお話もさせていただきました。

これに對しましてペレス外務大臣からは、パレスチナ側がとるべき過激派取り締まり、自爆テロの取り締まりを行わなかった、行っていない、そのためにイスラエルは今般の一連の行動をとらざるを得なかった、イスラエルは停戦にコミットしている、パレスチナ側がジニ特使の提案、仲介案に同意をして、自爆テロの停止を呼びかけるということであれば、自治区から撤退をする用意があるということをお話したわけでございます。

○小池委員 早速日本からのメッセージを届けていただいたことは、タイミングとしても適切であつたかと感じるわけでございますが、残念ながら、そういった国際世論に今イスラエルは耳を傾けるような状況にはないというのが現状でございます。

特にアラファト議長と、そして先ほど私、聞き間違えました、ペレス外相でしたけれども、実際に首相をやっておられるシャロンさんとはもう長年の、特に八二年のベイルートの難民虐殺です

てパレスチナといってもいろいろな各勢力がうごめいているわけでございまして、その後、收拾がつかなくなるといふようなことは十分考えられるわけでございます。その意味で、やはりアラファトさんはしっかりと守るべきではないかと考えているわけですが、外務大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。

○川口国務大臣 私は昨晚、パウエル国務長官と電話で話をいたしました。それでアメリカの対応、アメリカはこの問題についてはかぎでございまして、アメリカにこの努力をしっかりやっていただきたいというお話もさせていただいたわけでございます。

アラファト議長につきましては、イスラエルあるいはパレスチナ自治政府についてアメリカはいろいろなことを言っていますけれども、そういうことを繰り返された上で、アラファト議長を傷つけないということをしなさいということについてはイスラエルからきちんと確認をとっているということとおっしゃっていらっしやいましたので、そういう意味で、委員がおっしゃられるような、アメリカがアラファト議長の排除を考えているということではないと私は思っておりますが、いずれにしても、これは私よりも委員の方がよく本当に知存じでいらっしやと思いますけれども、非常に難しい問題、積年のさまざまな動きが絡まっています。

る問題であると思います。なかなか厳しい、対応が困難な、国際社会として全部の国が協力をして対応していかなければいけない問題だと認識をしております。

○小池委員　日本がやれること、やれないこと、やりにくいこと、さまざまあるかと思いますが、これは今、あの地域の方々にとりましては、イラエルとパレスチナにとっては、第四次が中東戦争でございましたけれども、第五次戦争に入っているということ、そして、今後のさまざまな中東諸国への飛び火、例えばヨルダン、エジプトがイラエルに送っている大使を引き揚げる等々の動きも出るやに聞いております。

よって、今この事態を一刻も早く収拾をさせなければ、これはいろいろな飛び火があちこちに波及してこつてくるということで、今その最善の努力をすべきではないかと思うわけで、国連の場でもと日本からも訴えるべきではないかというふう
思っております。

せんだっても国連の決議が出ておりますけれども、そういったことも今は全く飛んでしまっ
 まして、そして、その上で今の戦火が飛び交っ
 ている。そしてまた、自爆テロもそのままつな

私はいつもパレスチナの方には申し上げるんですが、若者がこうやって国のため、祖国をつくために命を絶っているけれども、これはただた若い命を失うだけにしか今なっていないじゃないかということも訴えて、ガンジーではないですけれども、むしろ、やるんだったら非暴力で徹底てやった方が迫力がありますよ、その方が効果ありますよということも申し上げさせてたいて、国連の場において日本がもっと声をあげるべきではないかという件については、どのうにお考えになりますでしょうか。

○川口國務大臣　国連の場で先日、決議が、四百二が採択をされたわけでございますけれども、そういった国連の場での努力に加えまして我が国といたしましても、実は、きょうから茂

前イスラエル大使を私からの書簡を託しましてイスラエル及びパレスチナに派遣をいたしました、関係者と話をしてもらうことにいたしましたをお願いします。

そういう事態の鎮静化の努力も日本として行つておりまして、この点についても昨日パウエル國務長官にもお伝えをいたしましたけれども、現地でジニ特使との会談も行つて、我が国としてできることをやつていきたいと考えております。

○小池委員　ありがとうございました。

中東情勢、日にち、時間がたつごとに議長府、ラマツラというところ、ラマツラというのは、そもそも地名で、アツラーのお望みという意味の地名でございますけれども、ぜひ、一人の人間としても、人道的な状況からいきましても、監禁状態、一国の一人の大統領に当たる人を監禁しているというのは尋常ではないわけでございまして、この事態を一刻も早く抜け出るように、また中東への広がり等々考えまして、今、外交の中でも、世界からすれば最大案件であるということ、これをしっかりと外務省として取り組んでいただきたいということを希望いたしておきます。

続きまして、せんだってのこの安保

でも取り上げられております、また私も、随分早くこの問題を追いかけておりますけれども、朝鮮問題について伺わせていただきたいと思っております。

せんたつて、超党派の議員の方々 私も含めて、
でございますけれども、今回、公的資金注入に至
ります中で、さまざまな問題が積み残しをされた

中で、これまでと総計いたしますと約一兆円以上がつぎ込まれる計算になっていくわけでございますが、日本の金融機関であることには変わりがないわけでございますから、金融の法律にのっとった形で今それが進められているということでございます。

さて、この場合は安保委員会でございます。私は、安全保障の面からこの面をとらえるべきではないかということを延々と訴えてきているわけですが、まず金融の方から伺わせていただきます。

きたいんですが、超党派議連の方で、これまで多くが見つけられている架空口座について、イヤマークをつけて精査をすべきだということで、それをひとつ横へずらしておくということをお願いしたところでございます。

聞くところによりますと、この朝銀は、仮名
架空、借名口座のたまり場でございます。全体
の六割ぐらはいくくんじやないかというようなこ
とまでうわさもされたことがございます。その
後、精査もされたことと思ひますけれども、現時
点でこのいわゆる架空口座なるものにはどれほど
のお金が関係してくるのか、数字でお答えをいた
だきたいと思ひます。

○村田副大臣 朝銀への公的資金投入に關しましては、超党派の先生方から、例えば架空名義預金の真相解明について努めるべきだ、こういう御指摘を初めとしてさまざまな御指摘をちょうだいいたしまして、私どもいたしましては、破綻朝銀におきます架空名義等の真正権利者が把握されていない預金については実態把握に努めるべき、そういうことでございまして、現在、金融整理管財人におきまして実態解明に努めている、こういうことです。

ただ、先生今、数字を教えてください、こういうことでございましたが、金融整理管財人におきましては、事業譲渡まで引き続き架空預金口座の実態解明に努めていくわけでございまして、現時点で確たる数字は申し上げることはできないというところでございます。

すなわち、新たな真正権利者、真正でない権利者と思われる口座が出てくると同時に説明が進んでいきますものですから、そういう意味で増減があるわけございまして、数字のお答えは差し控えてさせていただきますと思っています。

○小池委員 最後の部分のお答えだけでよかった。

ただ、百億程度だろうというようなこともうちさをされているわけでございまして、一兆円の中の百億円の話で、全く微々たるものでこの架空口

座という形での仕分けをしようとしているというふうには承知をしているところでございます。

この架空口座というところの中には、仮名、借名、それからこの利用者、組合の方々は、通称というところで日本名と、そしてともとのお名前と両方持っておられるわけですね。どこからどこまで含んで調査をされているのか、お答えください。

○村田副大臣 その前に、超党派の議員連盟の会合がありましたときに、朝銀東京の金融整理管財人から数字をその時点で申し上げまして、真正権利者がわからない預金というのは百六十六先、百七十七口座、四億八千二百万円でございますというふうにお答えした経緯があることだけ、冒頭、申し上げさせていただきますと思います。

真正権利者が把握されていない預金というその定義でございますが、仮名預金と借名預金と架空預金ということでございます。

架空預金というのは、預金の事実がないという預金でございます。この架空預金については、これまでのところ、把握がないという報告を受けております。仮名預金につきましては、本人が他人の名義、存在しないという名前を言っている場合でございます。今おっしゃったようなものは借名預金、それが本人と確認されれば、何とい

いますか、朝鮮の名前であろうと、それから日本名であろうと、それは証拠によって確認されるわけですから、正直言います、それが借名預金になるのかどうかというのは私は即断できませんが、いずれそういうものにつきましては、証拠があれば解明されていくたぐいのものではないかというふうに思います。

○小池委員 四億何がしということをおっしゃったのは私も記憶しておりますけれども、実際にこの信用組合をずっと使っている方々が、そんなはずはない、我々だってこんなに使ってきたんだというふうな証言は、もう山ほどあるんですね。四億しかないなんというのは、これは調査していないということに私は等しくなるのではないかと。実

際にその現場で御苦労されている方々の話も聞いておりますけれどもね。何かどうも違うというのが、前回の委員会からの引き続き多くの人が抱いている疑問ではないかと思えます。

けさほどの安保委の理事会で、それぞれ前回の積み残しの御報告をちょうだいいたしました。幾つかございましたけれども、要は、朝鮮総連とは何の関係もない人達を新設の受け皿の金融機関の役員にする、それに当たった調査が不十分ではないか、ましてやそれは単なる自己申告で、結果的に、はいそうですかという形で受けたのではないかとこの質問に対して、「金融庁は、新設組合から既に、組合役員が学習組に属している事実はない、との回答を得ている。しかしながら、新設組合に対し、改めて法令に基づく報告徴求を行う」とのことである。これは銀行法二十四条に従ってということでございます。それで、その調査、報告徴求、いつ行われるんですか。

○村田副大臣 お答えがちょっと前後して申しわけありませんが、真正権利者が把握できない預金の実態、その数字につきましては、今後の手続になります。最終的に預金保険機構運営委員会によります資金援助の決定がなされる、その時点でははっきりと御報告ができることになろうかと思

います。今の問題に対してのお答えでございますが、当委員会での御審議の過程を踏まえまして、私ども、改めて銀行法二十四条に基づく報告を徴求したい、こういうふうにご考えております。本日、改めて新設組合に対してこの報告を徴求したい、こういうふうにご考えております。

○小池委員 その上でまた答えが返ってくるわけでございますけれども、先方にその調査を任せ、また同じ答えが返ってくるだけにすぎないのではないかと、そして、それは金融庁が認可したことをまた正当化するだけのものではないのか。どんな調査を期待しておられるのか、また、金融庁側とすればどのような調査をされるのか。

○村田副大臣 私ども、既に新設組合から、新設組合の役員が学習組に属していない、そういう回答を得ているわけでございますけれども、今回、協同組織金融業にかかわる法律に基づきます報告を徴するわけでございますが、それに基づきまして、私どもは改めて書面による報告を徴する、こういうことでございます。ただ、先生からも御指摘のように、私も金融庁といたしましては捜査権限を有するものではないと承知しております。その手続といたしましては、報告を徴して再確認をする、こういうことであります。

審査手続のそれ以上の具体的なやり方については御答弁を差し控えさせていただきますが、いざにいたしましては、私も、協同組織金融にかかわる法律に基づきます報告徴求、あるいは立入検査まで及ぶわけでございますが、今後とも監督という手続を経て本件の確実な実行というものを求めている、こういうふうにご考えているわけでありまして、

いざにいたしまして、これに違反する場合には一年未満の懲役それから罰金が三百万円ということになりますので、そういうことも申し述べさせていただきます。この御答弁は、この御答弁に思っております。

○小池委員 これは霞が関の縦割りではなくて、やはりそれぞれの得意の、得意といましようか、そういったことをずっと仕事としてやっておられる例え警察、公安関係、そういったことに協力を仰ぐべきではないかと思っておりますけれども、警備局長、この点での協力体制はいかがでございますでしょうか。

○漆間政府参考人 学習組というのは、何度も申し上げていますが、非公然組織でございます、情報収集活動によって我々は実態を把握しているわけでございます。

金融庁から協力の依頼がある場合には、私どもの警察活動に支障が出ない範囲内で協力させていただきます。

○小池委員 ぜひともこれ、協力体制をとってやっていただきたいと思うんですが、それに対し

てのお答えは。

○村田副大臣 前回の委員会の後でも、私から改めて事務方に対して、協力体制をとるようという指示したところでございます。

○小池委員 これを申し上げているのは、前回と違いますか、最初に破綻したのが朝銀大阪なんです。その破綻した朝銀大阪の受け皿となったのが新しくできた朝銀近畿でございます。最初に破綻をしてそういったことに経営責任のある朝銀大阪の役員をそのまま横滑りで朝銀近畿の方の役員として迎えたという前例があるんですね。つまり、審査は十分せずに、ただただやっているのではないかと。今回の新しいメンバーを見ましても、そういった破綻した銀行、信組にかかわっていた方々がそのまま横滑りしている例も見られるわけでございます。これは学習組に属しているのかしていないかの問題ではなくて、前の破綻した経営責任を持っている、有している人がそのまま新しいところに入っていることは問題だということ

を指摘させていただいているわけでございます。つまり、もう審査は甘いという前例があるということでございますので、また引き続きこの問題はやらせていただきます。

続きまして、不審船について伺います。防衛庁長官、石原都知事が、これはちゃんとやらなければ倒閣運動に走ると言っていますけれども、どうですか。

○中谷国務大臣 この点については、現在、政府の中で、外務省また内閣官房でも協議をされておりますが、せんだっての官房長官の御答弁としましては……（小池委員「違う、防衛庁長官としてどう思うか」と呼ぶ）

私につきましては、引き揚げに関して海上保安庁の要請があった場合には、防衛庁として必要な協力を行ってまいりたいと思っておりますし、私としては引き揚げを行うべきだというふうにご考えております。

○小池委員 そのお答えは常々伺わせていただいておりますので、ぜひとも海上保安庁も動かし

これを早期に行っていくべきだと思います。
きのう水中カメラを入れて中の様子を探ったというところで、海上保安庁の方からお答えをいただいたんですが、これは最終的に自爆であったというところが、例の年末に事件が起こって直後から言われていることですが、それはほぼ確認できたんでしょうか。海上保安庁、よろしく願います。

○縄野政府参考人 きんのうそのような報道がございましたけれども、私どもとしては、水中カメラで調査をした範囲で、自爆、自沈、可能性は否定できませんけれども、断定をするところまではいっていません。自爆、自沈であるのかどうか、あるいは自爆、自沈までして隠そうとした行動目的や犯罪事実が何であるのかということとを解明するために、この後、有人潜水を計画しておりますが、それによって引き揚げが可能かどうかを判断いたします。引き揚げたいというふうに私どもとしては考えております。

○小池委員 防衛庁長官も引き揚げたい、そして今、海上保安庁の長官からも、まだまだわからない点があるので引き揚げたいということですが、外務大臣、外交努力として今何をし、また何をすべきだとお考えですか。

○川口国務大臣 今、海上保安庁で調査を進めていただいているわけでございまして、この調査の結果を見ながら次の段階について判断をするというところになると思いますけれども、外務省といましては、中国に対しては、事件発生の際から、外交ルートを通じて随時情報の提供を行ってきております。今後とも、こうした情報提供を継続したいと考えております。

御案内のように、ここは事実上中国の排他的な経済水域でございますので、中国との権利関係が生ずるということになれば、中国と必要な調整を行う必要があるということでございます。

○小池委員 きんのう外務省人省式が行われたと報道されておりました。そして、外務大臣は、外

交、まさに国益を守るために皆さん働いてくださというふうにおっしゃったばかりであります。

我が国の安全が脅かされる、そして、現実には戦後初めて戦火を交えたという事実として今回の不審船の問題があるわけでございまして、今後の、そしてこれまでも日本の国益を守るためにも、明確に不審船を引き揚げた上での調査をきっちりやり、何が我が国を脅かしているのかということとを明確に打ち出していくことが我が国の国益に沿うものであるということだと私は思っております。きのうの新人の職員の方を迎えられた言葉を外務大臣はぜひとも実行しなければ、他の方々に、若い職員の方々に国益、国益とおっしゃっても意味がないのではないかと思いますので、その点強く要望をして、一日も早くこの不審船の問題を不審なものから明確な問題、そして、それに対して我が国は何をなすべきなのかという戦略を描いていただくことを強く希望いたします。

最後に、拉致問題、きょうは時間がございませんでしたのでまた追って行いたいと思っております。ぜひとも委員長、今回の拉致で明確な問題が浮き上がってきた、八尾恵さんの裁判を通じて明確になってきている有本さんのケースでございますが、有本さんの御両親をこの安全保障委員会にお招きをいただきまして、ぜひとも参考人としてお話を伺わせていただきたい。そういう機会を設けていただくことを強く要望し、また理事会で御検討いただきたいと申し上げまして私の質問を終わりますが、いかがでしょうか。

○玉置委員長 理事会でまた諮らせていただいております。

○小池委員 ありがとうございます。

○玉置委員長 次に、石井紘基君。

○石井(紘)委員 一昨年、平成十二年の九月に行われた防衛庁の空自新初等練習機の入札に絡みまして、これが不正に行われたのではないかと議論が国会でも、あるいはまたマスメディアの中でも続いているわけでありますが、そ

の入札に参加をいたしましたのは富士重工とスイスのピラタスでありました。不当にその契約から排除されたという印象を持たれたのがスイスのピラタスでございます。スイス政府は我が国に対して、足かけ二年にわたって質問あるいは抗議を込めた書簡を送ってきていると思っております。外務省にまず伺います。このスイスと我が国とのやりとりについて報告をしていただきたいと思っております。

○佐々江政府参考人 お答え申し上げます。

これまでの経緯につきましては、スイス側と日本側との間で、今先生がおっしゃられましたように、やりとりがあるわけでございますが、基本的には、本件について、スイス側の質問を受領いたしました。また防衛庁からその都度防衛庁に照会をし、また防衛庁においては、スイス側への回答を作成して外務省を通じて、あるいはまた防衛庁から直接先方に回答した場合もありますけれども、それを行ってきたということでございます。

○石井(紘)委員 今、その都度と言われたその都度を報告してもらいたいです。それは同時に、例えば日本からスイスに発せられたものであれば、その日本側の差出人はだれであったかということ、あるいはその回答書の差出人、それはだれであったかということも含めて、この経過をずっと知らせてください。

○佐々江政府参考人 お答えします。

まず、平成十二年の十一月に、スイス側からこの調達にかかわる点について防衛庁の回答を求めた書簡が外務省に来まして、同年十二月に外務省から返事をしております。それから、平成十三年の二月にもスイス側から書簡が接いたしました。そして、三月に外務省から返事を出している。それから、同年六月にスイス側から書簡が参りまして、同じく七月に外務省から返事を出している。それから、同年の十月にスイスの経済省等に対しまして、防衛庁から説明を直接行われたということでございます。それから、この同年の十一月に会計検査院報告の発出がございましたので、それに

きまして、同年の十二月に外務省から、防衛庁の依頼を受けまして、会計検査院報告をスイス側へ送付したということでございます。それから、本年になりまして、スイス側から説明を求める書簡が来ている。以上でございます。

それから、当時の担当の書簡でございますけれども、これは担当の審議官名でスイス側には出しているということでございます。

○石井(紘)委員 これは、今最後におっしゃられたのは、外務省の審議官が差出人になっているんですか。防衛庁は、それは入っていないんですか。

○佐々江政府参考人 外務省は、防衛庁の依頼を受けましてこれを先方に転達するという形でございまして、カバリングレターの形で先方に出しているということ、その差出人が外務省の審議官名になっている、こういうことでございます。

○石井(紘)委員 これは、外務省はその窓口になっているという意味ですね、今おっしゃったのは、だから、外務省の差出人、出しているけれども、そうすると、この返書のその責任はどこなんですか。防衛庁じゃないんですか。

○佐々江政府参考人 回答にかかわる中身については、防衛庁の方で作成されたものでありますので、その意味では、中身については防衛庁の方で措置された、それを外務省として転達をしたという性格のものでございます。

○石井(紘)委員 これは、今経過を聞きますと、少なくとも六回にわたって、スイス政府は足かけ二年にわたって、この入札は一体どうなっているんだ、おかしいんじゃないのかということと抗議も含めて言ってきたわけですね。再三再四なんてものじゃないですね。こうなっているまいかと、これはもう一つの大きな国際間の問題になってきている。ましてや、今のお話ですと、昨年十月にスイスで行われた日本とスイスの経済会議の場においても、特に防衛庁がそこに出席してこの問題のやりとりが行われておるといふことになりまして、これは大変な、重大な国際間の問題に発展しておると言わざるを得ません。

さて、そこで、会計検査院に伺いたいと思うんですが、この中に三つ丸をしてポイントを書いてございますが、最初のところに、

本院のこれまでの検査では、今回の新初等練習機の調達に際し、入札、契約手続き、総合評価、契約内容等について、会計法令等に照らして特に不適切と認められる事態は見受けられなかった。

というふうを書いてあるわけでありまして。英文の方には会計法令とは書いていないんですが、まあ一般的にこれ、法律に違反していないんだというようにことが書かれていると思いますが、私は、会計検査院の検査報告の中にこういう言葉を、こういう記述を見受けないのでありますけれども、検査報告に照らして、この記述は違ふんじゃないやありませんか。

○増田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私も、新初等練習機の調達につきましては、検査いたしました結果、法令、予算に違反し、または不当と認めた事項として取り上げるような事態は見受けられなかったということでありましたけれども、その検査の状況を明らかにする必要がありますと考へまして、今回の検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記したところでございます。

ただいま先生御質問の文言につきましては、確かに私どもの検査報告の文章中にはそのような記述はございません。

○石井(紘)委員 会計検査院は、この検査報告を見ると、これは国会でも再三指摘されてきたとおり、あの入札は契約者を決定する手続において非常にあいまいであった。つまり、密封をした最初の二機分の価格については、ラタス社の方が全然安かったにもかかわらず、富士重工と契約をした。その言いわけとして、将来ずっと長いことかかるというライフサイクルコスト、そうしたものが富士重工の方が安いんだと。

しかし、ライフサイクルコストというものの中には、その主要なものとして、機体の定期整備と

いうのがあつて、三年に一度ぐらい車検のようなものがあつて、三年に一度ぐらい車検をやる。これが大変値段のかかるものでして、しかし、この定期整備というのは、そのやる都度入札を行つて、そしてそのときにいろいろなものなんです。値段が決まらないというふうなものなんです。にもかかわらず、そっちの方が富士重工が安い。将来幾らになるかわからない、そういう要素を含んだところのライフサイクルコストでもって富士重工の方が安いというのでたまたま論法でもって富士重工に落としたという経過があるわけですね。そういうことについても検査院の報告の中にはる書いてあるわけです。密封されていなかった、そして、差しかえしたとは書いていないんですけれども、現に書類の差しかえをしたという答弁もかつての防衛庁の答弁の中にはあるわけですね、受け付けて以降書類の差しかえもしたと。

そして、この検査院の報告の中には、将来において拘束されるべき内容に係る主要な項目も示していなかった、価格の客観的な根拠となるべき項目も示していなかった。そればかりか、その提案内容に係るところの詳細な関連データを提出せられたりするための方策、方法ですね、これも英文の方では、方策というところをガイドラインというふうにして示している。これも意識的な訳なんです。全体の訳はなかなか立派な訳だと、これは専門家にも見てもらつて言っておりますが、この肝心な部分だけ訳を変えておるといふこともあるんですね、この内容において。

こういうことで、検査院の報告はいろいろな問題を、この入札の欠陥を指摘しておるといふことは、もう既に防衛庁の皆さんも十分御存じのところなんです。にもかかわらず、ここに、会計検査院の報告にはどこにも書いてない、会計検査法令等に照らして特に不適切と認められる事態は見受けられなかった、というような造語を、捏造ですよ、そういうものをここに持ち出してきて、そして、いかにもこれを会計検査院がつくった書類であるかのごとく防衛庁は書類をつくつてスイス政府に

対して提出をした。

これは大うそですよ。外務省も相当うそをつくかもしれないけれども、防衛庁の大うそですよ、これは。これは国際的な公式な文書ですよ。しかも、再三再四スイスから問い合わせをされてい。そして、スイスもその都度その都度、その回答がおかしいんじゃないかということ繰り返して繰り返して追及してきている。そして、あぐくの果てにこれですよ。こういううそのものをつくつて、そしてスイスに出した。

これは外務大臣いらっしゃるから、外務大臣の見解も伺いたいんですが、国際的にこういうことを、外務省と防衛庁がある意味では一緒になつて、外務省は詳しいことはわからないで翻訳だけやりましたと言ふのかもしれないけれども、しかし外務省の名前を使ってスイスに出しているというんですから、これは外務省の責任も大きいじゃないですか。外務大臣、こういうことは、国際間の、両国間の信用を著しく傷つける、信頼関係を傷つけるものだと思いますか。いかがですか。

○中谷国務大臣 捏造とかうそをついたという点につきましては御説明をしたいと思いますけれども、先生も御承知のように、会計検査報告書というものは五種類ありまして、まず、不当事項、そして二は意見表示処理要求事項、三は処理済み事項、四は特記事項、そして五は国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況の五つに分かれております。

この特定検査対象に関する検査状況とは、不当な事項または違法な事項などいわゆる指摘事項ではなく、国民の関心の高い問題についてその検査状況を記したものであるということでございます。これは会計検査院からいただいたパンフレットにも明記をされているわけでありまして。今回は、この五の項目に当たることでありまして、この全文訳につきましては原文と同時に送付をいたしますけれども、それと同時に、防衛庁としてスイス政府に会計検査報告を送ることとしま

した。

この文書の性格や基本認識等につきまして情報提供を行う必要があると考えてこの文書を添えて送付をしたところでもございますし、これを送るに先立ちまして、会計検査院には、文書そのものは提示をいたしておりますが、スイス政府に送付することや内容そのものについては事前に確認をしております、内容そのものについては会計検査院の基本認識と違わないものであるというふうに考えておりました、そういう意味で添付をしたわけでございます。

○川口国務大臣 これにつきましては、最初に佐々江局長から御説明をいたしましたように、外務省として防衛庁の依頼を受けて、本体とそれから概要を送付したものでございます。

それから、ちょっと申し添えさせていただきますんですが、この概要の英訳は防衛庁が行つておりました、外務省が行つたものではございません。

○石井(紘)委員 今外務大臣から述べられた最後の、英訳は防衛庁が行つたものだと。

うそを言っているじゃないやありませんか。そういうこともうそを言っている、こういうやりとりそのものの中で、どういふことなんだ、一体、会計検査院、あなた、増田さん、そんなことは報告書の中に書いてないだろう。あなたは、でたらめを言うんじゃないよ。

検査院は防衛庁に対して抗議したのか。先に検査院をちょっとやりましょう。

○増田会計検査院当局者 防衛庁の方からスイス政府に提出されました文書につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本年になりまして具体的な中身を承知したわけでございます。ただ、昨年来、私どもの特定検査項目に対する検査状況というものがどういふ性格のものであるかといったようなことについては、十分私どもとして説明をさせていただいたものでございます。

先ほど先生がお示し……(石井(紘)委員「あなたの責任、重大なことから、ちゃんと簡潔にはつ

きり言いなさい」と呼ぶ)はい。先ほどのお示し
いたされましたスイス政府に送られました「会計
検査報告のポイント」という文書につきまして
は、「会計検査院作成」というふうにも書いてこ
ざいまして、これが私どもが作成したかのような
誤解を与えるということ、その点につきまして
は防衛庁に対して申し入れを行ったところでござ
います。

○石井(紘)委員 いろいろ防衛庁もあるけれど
も、その前に会計検査院をちょっとはつきりさせ
よう。

どういう申し入れを行ったんだ、いつ。

○増田会計検査院当局者 本年二月におきまし
て、検査を担当しておる課の方から、検査院が作
成したものであるというふうな誤解を与えるおそ
れがあるということで、強く申し入れたところで
ございます。(石井(紘)委員「どういう形で」と
呼ぶ)それは口頭でございます。(石井(紘)委員
「だが、いつ」と呼ぶ)検査課長が、今具体的
な期日は承知しておりませんが、二月というふう
に報告を受けております。

○石井(紘)委員 そのことについて聞きましたよ
う。
では防衛庁、そういうものを受けたですか。い
つ、だれが受けたのですか。

○中谷国務大臣 そういうお話は、職員が受けて
いるということでございます。

○石井(紘)委員 検査院は、あなたのところは国
際的にも、日本のいろいろ行われていることは、
疑問を持たれていることに対してきちっと答えな
きゃならない、そして最も信用を得なければなら
ない、国内的にも国際的にも、そういう立場なん
ですよ。昨今は国際的な会計検査院の会議だつて
頻繁に行われているんだから。

検査院は、勝手に自分のところの名前を使われ
て、そして外国に出された、しかも検査報告と違
うことを書かれて出されたということに対して、
そんな程度の措置を、電話か何かで言ったか何か
知らないけれども、そんなことで済むんですか。

きちっとした措置をとるつもりはないですか、増
田さん。

○増田会計検査院当局者 お答えいたします。

確かにこの「検査報告のポイント」という文書
につきましては、私どもが作成したかのような誤
解を与えるということ、その点について申し入
れを行ったところでありますけれども、中身につ
きましては、これとあわせて……(石井(紘)委員
「中身のことじゃないよ、聞いていることだけに
答えればいいんだ」と呼ぶ)はい。中身につきま
しては、その検査報告、私どもの検査の内容と大
きく違っているというわけではございませんの
で、これ以上の申し入れは、あとは防衛庁の方で
しかるべく判断されるものというふうに考えてお
ります。

○石井(紘)委員 私は、会計検査院はもうやめた
方がいと思うんだね。
会計検査院、中身と違っていないというのと、
さつき違っているというのと、あなたは言葉、わ
からないの。これは、あなた、検査報告に書いて
ないことがここに書いてあると言ったんじゃない
の。今、中身と違っていないと言ったんじゃない
の。

あなた、もう一回、ちょっと整理してちゃんと
答えなさい。
○増田会計検査院当局者 「検査報告のポイント」
の中の一番目にございします会計法令に違反した事
実はないという文言は、検査報告にそういう記述
はございません。

○石井(紘)委員 あなた、わけのわからない答弁
ばかり言つて。最初からそう言っているんだか
ら。書いてないことでしょう。しかも、中身を見
れば、だれが見たってこの入札はおかしいとい
ろいろな点が問題があるということを検査報告
は、これは坂野さんのところがやったんでしょ
う。あなたは局長で、中身のことを知らないから
そんなことを言っているんでしょ。

検査院はそういうことを言っていたら、あなた
増田さん、重大な責任があるから、そのことはま
ちやんと本題を外れるから、これは私、後で別
の場でもって、決算委員会、あなたをちょっと
きちっとするように、もう一回やりますから。
さて、これに戻つて、防衛庁。
防衛庁は、そうすると、この中身については検
査院にも黙つて、そして検査報告にも書いてない
ことをこうやって出した。これは、しかも防衛庁
長官が、先ほどの答弁だと、ちゃんと中身も見ま
したと、見て了承しました、その上で出したんだ
とさつき答弁しましたね。どうなんですか、それ
は。

○中谷国務大臣 この「報告のポイント」の文書
の性格でありますけれども、これは、会計検査院
の検査を受けた後、特定検査対象に関する検査状
況という御報告がありまして、これにつきまして
国会等で御質問があった際にお答えができるよう
に、会計検査院側と事務的に調整をいたしました
書でございます。

したがしまして、この認識につきましては、会
計検査院の側と基本的に一致をするものだという
ふうな観点であります、このことにつきまし
ては、防衛庁側で作成をいたしまして、この概要
のポイントについてということ添付をしたわけ
でございます。

○石井(紘)委員 これはいろいろ説明をされまし
ても、これは事実と違うことは間違いないん
ですよ。検査報告と違うことは間違いないん
ですよ。認識が一致しているなんというのは主観の
問題でしょう。認識が一致しているかしていい
か、そんなにあなたとあそこの増田さんとは一心
同体なんですか。

増田さん、あなたは、ちょっと聞きますけれど
も、そもそも、十一月にあなたのところの検査報
告を出した、その検査報告の作成過程で、防衛庁
からあなたのところに、会計検査院に対して、こ
れは法律に違反していないんだという文言を検査
報告に入れるようにというふうな求められたん
じゃないですか。後ではっきりする問題です

ら、正直に言いなさい。

○増田会計検査院当局者 お答えいたします。

私どもの検査報告の作成の過程で、防衛庁とい
ろいろやりとりがございましたけれども、そのよ
うな、具体的にどういふような表現にするように
というふうなことはございしませんでした。

○石井(紘)委員 そういうとばけた答弁も含め
て、改めてあなたをちょっと問題にしますから。
それで、これは外務大臣、やはり国際関係を考
え、スイス政府に対しても、今までのやりと
りをお聞きになって、こういう検査院の報告書に
ないものを検査院の了解もとらずに防衛庁が外務
省に渡して、しかも、こういう中身の内容をゆが
めた英文の翻訳までつけて外務省に渡して、そし
て外務省の名前でスイス政府に発したという結果
になったわけですが、それに対して、さらにスイ
ス政府は抗議をしてきたんじゃないですか、こ
しの二月に。これは、検査報告をどうもスイス
側で自分で翻訳してみるとそれと違う内容のよう
だというふうなことを、こしの二月に言つてき
たんじゃありませんか。

そういうことになりましたと、いいですか、国際
的な重大な信用問題です。これは日本とスイスの
経済会議の中でも主要な議題として取り上げられ
ているんですよ、昨年十月に。険悪な事態になつ
てきているわけですよ。

どうですか。スイス政府に対して、このうそを
言ったことについて、謝罪をするなり、あるいは
何らかの釈明を、あるいは説明をするなりという
必要が出てくるんじゃないやしませんか。いかがで
すか。外務大臣に聞いています。

○佐々江政府参考人 私の方から、まず、技術的
なこと先生が含まれましたので、お答えをさせ
ていただきます。

最初の、日本側から送付した概要と検査院報告
との問題でございまして、この件につきまして
は、外務省はそのまま転送をいたしましたわけでござ
います、防衛庁の方で会計検査院の確認を受け
て作成したものであるというふうな理解をして、依頼を

それから、もう一つ、先生がおっしゃいました
経済協議の際にこれを取り上げられたということ

でございますが、正確を期すれば、経済協議の場でこれが行われたということではなくて、経済協

議が行われた機会を利用して、別途、防衛庁の当局の方から直接スイスの方に説明されたということとでございます。

いづれにせよ、一連のやりとりを通じまして、スイス政府の方から改めてこの問題についての考え方、それからこの問題についての質問も含めて来ておりますので、その点についてただいま防衛庁の方で検討していただいておりますので、どういうふうに回答するかを含め今後検討をしていく必要がある、こういうふうに思っております。

○川口国務大臣　政府としてのこれからの対応につきましては、今、佐々江局長がお話をしたとおりでございますけれども、外務省としては、スイス政府との関係につきましては誠実に対応していきたいと考えております。

○石井(紘)委員 防衛庁は、スイスに対して謝罪をするなり訂正をするなり、そういう意思はあるのですか。

○中谷国務大臣　スイスには本文も日本語も送っております。

これにつきましては、この検査の報告の趣旨を説明したものでありまして、この内容等につきましては、国会でも公式にお答えするために、事務的に会計検査院側と協議をいたしまして、合意、御了解をいただいた上で作成したものでございます。

して、この認識に会計検査院と防衛庁は基本的に一致しているという観点でございますので、特にスイス側に説明をしたり謝罪をするということとは考えておりません。

○石井(総)委員 増田さんは非常に、あなた、あなたは大変疑惑の人間じゃないんですか。

実際にやった課長は坂野さんですよ。坂野さんにちよつと答弁してもらいましょう。これは、い

いですが、会計検査院の検査報告と違うということはだれが見たって明らかです。

ちよっと坂野さんに答弁させてもらいたいんですが、委員長、どうですか。

○玉置委員長 事前に話がなかったので、増田さんを通じて答えてもらうしかない。

○石井(紘)委員 わかりました。

では、増田さんについては後で徹底的にこれは追及します。非常に疑惑が深い、あなたは。

いずれにしても、防衛庁長官、あなたはうそをつきましたよ。いいですか。英文を、これは外務省がやったと、あなたのところは。外務大臣は、邦文と英文と両方これは防衛庁が持ってきたもので、それを外務省は取り次いだんだということじゃないですか。

それから、この文言は検査報告にないんですか。

ら、検査報告にないということは、検査報告とは違うんです。違うということがわからないんですか、あなたは。もし、もしですよ、適法にあの入札がすべて行われたということであれば、検査報告にそういうふうには書かなきゃいけない問題で

す。いいですか。しかも、それだったら、検査報告さえも要らないのかもしれないんです。問題があるから検査が行われて、そして、さまざまな指

摘がなされたわけですが、この検査報告の中で、
防衛庁は、封をしないで差しかえまでやって、

そして将来契約を、その都度入札をしなきゃねから、数字まで想定して、そして、富士重工の方が多いというふうな全然つじつまも合わない、理屈にもならない理屈でもってこの入札をやった、契約をしたということは、検査院の報告の中

にも、いろいろ不備が重ね重なったというよう
な中身が書いてあるわけですよ。これはあなた、
防衛庁長官、わからないんですか。この検査報告
書にないことを書いてあるということは、検査報告

と違うんだということがわからないんですか。

○中谷国務大臣 この点につきましては、趣旨を説明したものでございますが、この文章の中にも、この結果の中で、「これらの提案内容が、各

契約に適切に反映されていくか注視していくこと
 として」とか、また、「今後、同様の総合評価

落札方式を採用するに当たっては、会計法令上の義務づけられるものではないが、会計検査院報告

性をより一層高め、提案内容がより確実に履行さ
にあるように、入札及び契約事務の公正性・透明

れるような一定の方策について検討することが望ましいと考える。」というふうに、この本文の中で指摘されている大事なポイントをまとめており

ましてしかも、その本文も送っておりま
すので、こういう点において、そういう事
実を曲げてというものではなくて、会計
検査院の検査された性格とその内容に
ついてわかりやすく先方に説明するため
につくった文章で、表現上適切に情報提
供を行う必要があると考えて送付したわ
けでございます。

○石井(紘)委員　わかりやすくって、これはうそを言っているわけだから、うそを言っているわけだから、うそというわけではないでしょう。

この文章は、防衛庁ではどのセクションでだれが書いたんですか、この英文も含めて。

○中谷国務大臣 防衛局が作成をいたしております。

○石井(紘)委員 わかりました。きょうのところ

は、こういうその報告を書簡として出して、国
的にうそを言っていたということが明らかになっ

防衛施設庁についても、沖繩の軍用地の問題で重大な問題があるので伺いたんですが、時間が参りましたので、以上で終わらせていただきます。

防衛庁長官、この次まではきちっと、うそのなか、うそじゃないのかということをよく考えてきてください。

以上、ありがとうございます。

○玉置委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 私の方は、有事法制関連やあるいはアメリカのブッシュ大統領が言った悪の枢軸国発言ですか、そういったこと、北朝鮮の拉致問題等

について、きょうは質問をさせていただきます。

まず最初、ちょっとなんですけれども、有事実

制の中で、今回政府が提出を予定しております法案が成立をしたとしても、例えば赤信号で、戦車

が道路交通法の関係で赤信号になったらとまらな
きやいけない、そういうふうな状況は実は改善さ

これは、防衛庁側で第三分類ということで、それがないんだという懸念が関係者から表明されているわけです。

○中谷国務大臣　現時点において検討中でございますけれども、議員の御指摘のように、有事に際しては速やかに車両の移動が行われなければならぬことなんでしょうか。

ないというふうに思っておりまして、現行の道交法に基づく公安委員会などによる交通規制の実施または公安委員会の指定による緊急自動車の運用により、おおむね円滑に行われるものだということに考えておりますが、今後、最終的にさらに検

す。
○末松委員 おおむね円滑に行われるというの

は、要は、新しい法規の改正という形で具体的にそれを検討しているということなんでしょうか。将来

う、内容的に。

○中谷国務大臣 現行の道路交通法の運用によつて行われるものだというふうに認識をいたしてお

ります。

○末松委員　そうすると、くだいようですが、確認なんですけれども、じゃ、現行の道路交通法の中で、例えば戦車が赤信号でとまるというような

○中谷国務大臣　これは公安委員会等による交通規制の実施、また公安委員会の指定に係る緊急自

動車の運用ということで、実際に交通規制等を行う警察官等が、警察庁の方で御判断いただきまして、交通規制等が実施されるようなことでも可能であります。また、緊急車両に指定するというようなことでも可能であります。そういう点で、現行においておおむね円滑に行われるものではないかなというふうな考えがございます。

○末松委員 済みません、ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、例えば戦時においてこの辺は戦時地域だという話になった場合に、車両をきちんと規制するような警察官はその場にいたり、そういう警察官はそこにみんな配置されたりなどというところが前提として、今の答弁が出てくると思うんですけれども、そういうことでよろしいんですか。何かこういう戦時下においては警察の態勢もかなり違ったものになるんじゃないかという不安もあるんですけれども、いかがですか。

○中谷国務大臣 いろいろなケースがあると思いますが、自衛隊の車両に支障がないように公安当局と調整をいたしまして、できるだけ広範囲でそういった車両の規制が行っていたら、調整をいたしたいというふうに思います。

○末松委員 ちょっと話題を次に変えます。先日、米国のブッシュ大統領が悪の枢軸という枢軸国の発言をいたしました。特にイラン、イラク、北朝鮮というものを具体的に挙げてやったわけなんですけれども、これは外務大臣としてどういう認識をお持ちでしょうか。

○川口国務大臣 ブッシュ大統領が一般教書の演説でおっしゃった、発言をしたわけですからけれども、これは、今アメリカ政府として、テロの支援の問題、大量破壊兵器の問題について大きな懸念を持っているわけございまして、こういったテロの支援と大量破壊兵器の開発は決して許さないという強い決意をおっしゃった形で表明したということだと考えております。

○末松委員 そのイラク、イラン、北朝鮮ということが、名指したということは、これはかなり強いメッセージですね。私なんか中東にいた関係

で、イランなんかハタミ大統領ですとか、ある程度穏健派と言われたりそういった方々が、こういったブッシュ大統領の発言によって、保守派から見るとということ、大きな悪影響を受けて地盤が沈下するという状況にもなっているんです。そういうアメリカの発言の真意というものについて、表面的には確かに大量破壊兵器とかテロ支援国という話でアメリカが言ったかと思うんですけれども、こういう強硬姿勢をとっているというところは、例えばレーガン大統領がソ連という国を評して悪の帝国だという話を、一番強硬姿勢をとった上で、それからさまざまな交渉をしていたという歴史的な過程もあるんですけれども、そういうアメリカの真意といえますか、そういうことについて、外務省として、外務大臣のちよつと見解を伺いたいんですが。

○川口国務大臣 二月の半ばにブッシュ大統領、パウエル国務長官が来日をなさいました際にも、この問題についてはお話をしました。たけけれども、アメリカ政府といたしましては、問題を平和的に解決するというところに変わりはなく、外交的な努力を行いたいということ、すべての選択肢を排除するわけではないとしながらも、外交的な努力、平和的な解決を強調していらしたわけでございます。

したがって、大きな懸念を表明しつつ、外交的な努力、平和的な解決の方法ということを追求するという姿勢でいると考えております。

○末松委員 それであれば、本当にこの三国が大量破壊兵器、あるいは核兵器も含めて、あるいはテロ支援というところで新たな、アメリカはこれまでそこまでは言っていないわけですよ。今回新たにここまで言ったということ、アメリカに聞いて、そして、例えば具体的な事実とかそういったものはどうなんだという話をやはり日本の外交として、外務省としてそういう具体的な事実で把握した中で、そうなのかと。あるいは、その事実はちよつとそれは可能性として薄いんじゃないかとか、そういう評価をした中でこのブッシュ

の発言に対してみずからの判断、評価を加えるということが通常だと思ふんですけれども、そういったアメリカとのやりとりの中でそういった事実関係は確認したんですか、してないんですか。

○中谷国務大臣 昨年末に日米防衛首脳会談を行ったわけでありまして、そのときにラムズフェルド国防長官に私の方から、米国がアフガニスタン以外の軍事行動を開始する場合には前広の情報提供をお願いしたいというふうに発言したところ、国防長官から、国の事情により実施できることとできないことがありますが、この戦いに対する任務は時の経過とともにシフトすることが通常である、今後とも情報提供を行うという旨の発言がございまして、意見交換や情報入手には全力を挙げたいというふうに思いますが、現時点におきまして、イラクの対応等について全く言及があったことはございません。

○末松委員 そうしたら、不測の意見交換と今回切事実関係としては、ほとんど内容が同じなんだ、変更がないんだということを今の外務大臣はあらわしているわけですか。

○末松委員 では、なかったということですから、それはその前提の話をしますけれども、もしアメリカがイラクを攻撃する、そういうことを示唆するようなことをアメリカの方からいろいろなメディアが伝えているわけなんですけれども、仮にイラク攻撃に対して日本が協力を求められた、そうした場合、政府としては、現時点でどういう考えでございましょうか。

○川口国務大臣 当然に米国政府といたしましては、九月十一日の同時多発テロを受けて、テロの支援及び大量破壊兵器の開発について問題であるという意識を強くしているわけで、それがそういう表現につながったわけでございますけれども、先ほど申しましたように、米国政府とのこれらの問題についての意見交換は、常日ごろ行っているわけでございます。

○中谷国務大臣 全くの仮定の話で、お答えすることは困難でございますけれども、仮に米国の軍事行動が拡大するような場合におきまして、これは対象国の場合ですけれども、現在の我が国の行っている活動を継続するか否かということにつきましては、あの九月十一日のテロ攻撃によってもたらされている脅威除去の目的に対する支援の法律の範囲内であるかどうか、この観点で我が国として主眼的に判断して行動していくことになろうかというふうに思います。

○末松委員 本当に私なんか、にわかになんか言葉が、何もなかったんだというのは本当に信じ

○末松委員 本当に私なんか、にわかになんか言葉が、何もなかったんだというのは本当に信じ

ですか。

○中谷国務大臣 あくまでもこの法律の趣旨に含まれるかどうかという観点で、どのようなケースがそうなるかということにつきましては将来の話でありますので、いろいろな状況がありますので、この法案に照らして判断することになるかと思ひます。

○末松委員 将来の話というのは、その態様によって将来的にかかわってくることもあり得るということとは可能性としてあるんですけれども、イラクという国を攻撃するということについてした場合、そこは何か解釈としては、いろいろと議論があったところなんですけれども、政府の方としては、そこはまだ可能性としては十分ありますねということですね。今のところ、もう一度ちょっと言ってください。

○中谷国務大臣 その攻撃の前提が、現時点において確たる状況かどうか全く不明でございますので、その状況をよく把握して、分析して、決断しなければならぬというふうに思ひます。

現時点におきましては、そのイラク攻撃の前提や理由がわかりませんので、現時点におきましてはお答えをすることが困難であるという状況でございます。

○末松委員 そうすると、例えば、アルカイダとかあいつうふうな、九月十一日のあのテロにイラクが極めてバイタルな要因であって、そのアルカイダの、あれを攻撃するための攻撃要員たちをイラクが囲って、そして訓練をして、それを派遣してあの攻撃が成ったとか、そういうふうな非常なビビッドな事実があったらそれはあの法律の対象になる可能性はあるけれども、例えば、イラクが査察を今拒否していますよね、そういったことを理由に攻撃をするといったことはあの法律の対象外だろうという形になろうかと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○中谷国務大臣 この法律の目的が、九月のテロに関係があるかどうか、それから、国連憲章の目的の達成に寄与している外国軍であるかどうかと

いう観点でありますので、よく国連の判断とか各国の状況等も踏まえて判断しなければならぬというふうに思ひます。

○末松委員 北朝鮮が名指しされていますよね。これは、先ほど外務大臣からは、何ら具体的な情報、新たなものは得ていないということであつたんですが、特に北朝鮮について外務大臣、どうですか、何か具体的な状況というものがあるいは情報というものがあつたということですか、あるいは全くなかったですか。

○川口国務大臣 北朝鮮に関しまして、私の方からは、注意深く北朝鮮政策を進めて、北朝鮮の具体的な行動を引き出していくことが極めて重要である等、それから、そのために引き続き金大中大統領の包容政策への支持と日米韓の緊密な連携が必要であり、そのもとで北朝鮮との対話を進めていくことが必要である、今後とも、北朝鮮問題に関する日米韓三国調整グループ会合の枠組み等を通じまして三方国の緊密な政策調整を行っていくたい、アメリカに対しては実質的な米朝対話再開を期待している、我が国としては拉致問題等の日朝間の問題の解決を目指したいということをパウエル国務長官にお話をいたしました。

それに対してパウエル長官から、ブッシュ大統領は一般教書演説で北朝鮮に関して悪の枢軸である旨の発言をしたけれども、我々は、北朝鮮に関しては、いつでも、どこでも、前提条件なしに話をする用意があるということを、そういう方針をアメリカは持っているわけですが、それからの変更はないということをおっしゃったということでございます。アメリカは、人道食糧支援は行っていく、米朝として危機を創出するのは本意でないというふうな発言が……（末松委員「最後、何」と呼ぶ）危機を創出する、つくり出すということ

は本意ではないという発言がございました。

○中谷国務大臣 北朝鮮はかねてより核開発の疑惑が持たれているところでありますが、既に同国が核兵器一ないし二個を製造するのに十分なプルトニウムを抽出、保有しているというふうな指摘もありまして、同国が極めて閉鎖的な体制をとっているというところがございます。

それから、弾道ミサイルにつきましては、我が国のほぼ全域が射程に入る可能性のあるノドンミサイルの開発を既に完了し、配備を行っていると考えられるほか、より長射程のテポドン1の開発が急速に進展していると判断され、さらに長射程のテポドン2も開発中であるということで、こうした動向を懸念いたしておりますが、引き続き、北朝鮮の核ミサイルの開発等につきましても注視をしていきたいというふうに思っております。

○末松委員 では、川口外務大臣、さっきのパウエルさんとの話し合いでは、その核疑惑については特になかったわけですね。今、防衛庁長官から状況としては把握しましたけれども。

○川口国務大臣 核疑惑につきましては、私とパウエル長官との話し合いの場ではございませんでしたけれども、ブッシュ大統領と小泉総理のお話の中で小泉総理は、済みません、これはイランについてですね。失礼しました。

北朝鮮については、特になかったと記憶をいたしております。

○末松委員 今、中谷防衛庁長官の話なんかをお聞きしていますと、依然、非常に北朝鮮は我が国にとつて脅威であるということはあるわけですよ。こういった、特に今、核開発状況とかミサイル開発状況について、例えば防衛庁の方で、日米韓というのは結構話されているところもあるかと思ひますが、中国との間で防衛情報の交換とか対話なんかを行っていますか、あるいは行おう気がありますか。

○中谷国務大臣 日中間の話し合いにつきましては、九八年に両国の防衛首脳会談がありまして、それから、二〇〇〇年に、統幕議長と人民解放軍の総参謀長の相互訪問、会談が実現するなど、ハイレベルの交流が進展をいたしております。

このときに、このミサイル等の問題等につきま

しては、平和的にこの地域の安定を図らなければならないという形で相互に意見交換があったのではないかとこのように思っておりますし、また、今度は四月末に訪中を予定しておりますけれども……（末松委員「どなたか」と呼ぶ）私自身も中国の方に参りまして、こういったミサイルのあり方等につきましても意見交換を行つてまいりたいというふうに思っております。

○末松委員 我が国がもし攻撃をされるとしたら、多分、北朝鮮というものが一番リアルティに富んでいるところでもありますから、そういうことに常に関心を持っているということ、特に中国は北朝鮮のこと、非常に情報を持っていますから、そこを専門家同士、防衛庁長官あるいは防衛庁関係者が定期的にそんな対話の枠組みをつくって、それをきちんとやっていくことが極めて重要だと思ひます。

そういった意味で、そういったしつかりとした枠組みが私は必要だと思ひますが、防衛庁長官の決意を聞きたいと思ひます。

○中谷国務大臣 東アジアの安定と平和のためには、日本と中国の関係が大変重要だというふうには思っております、今後とも双方でよく対話また協力を行つて同地域の安定を図らなければならない、そういう努力をしなければならぬという認識は委員と一緒にございまして。

○末松委員 そこは頑張ってください。

日米韓の情報あるいは意見交換の場というのが、外務省はやられておりますけれども、これは極めてごく簡単に枠組みだけ示してください。○川口国務大臣 日米韓の協議、対話の場合は、これは北朝鮮をめぐる種々な形で行われておりますけれども、これまで継続的に行われてきた代表的な会合といたしましては、日米韓三国の次官級の、事務当局者によるTCOG、北朝鮮問題に関する日韓米三国調整グループ会合という名前でございますが、が挙げられまして、これにつきましては、最近では……（末松委員「詳しくなくていいから、その枠組みだけでいいから」と呼

ぶ）

ぶ) 枠組みはそういうことでございます。

○末松委員 では、北朝鮮問題をもうちょっと聞きますけれども、拉致問題について、外交努力の成果というのは実際は具体的にあるんですか、私から見たら全然ないんですけれども。その辺はちょっとどうか、一言で言ってください。

○川口国務大臣 拉致問題につきましては、もうこれは委員がよく御案内のように、国民の生命にかかわる重大な問題である、国交正常化の話の過程で、国交正常化のためには決して避けて通れない問題であるということを政府として今まで言ってきたというわけでございます。

今に至るまで拉致問題について解決が見られていないということは大変に残念だと思っておりますけれども、政府としては、昨年来、外務省よりさまざまな拉致問題についての諸懸案につきましては申し入れてきたという経緯がございまして、そうした北朝鮮とのやりとりの中で、例えばことしの二月の杉嶋日経記者の解放といったような具体的な動きが出てきたということかと思えます。

政府として、拉致問題は、日朝間の話し合いの場で問題の解決につきまして解決の糸口を探求していくということが最も効果的であると考えておりまして、今後とも、いろいろな場で真剣な対応を粘り強く求めていきたいと考えています。

○末松委員 当然そうあるべきだし、まずこの拉致問題の解決がやはり日朝間の正常化の前提になると本当に思いますよね。

そういった中で、今北朝鮮に対して米支援を行っているわけですよ、数度。これはこの前の拉致問題なんか特にクローズアップされて、どうも国家的に、日本国民に対して北朝鮮という国家が大きき関与してきた、そういうことをはっきりとまた再度認識させられたわけなんですけれども、そういった中で、米支援についてどういう判断基準でやろうとしているのか。あるいは、例えば核疑惑がさらに強まった段階でもずっとやっていくのか。その辺の判断基準はいかがですか。

○川口国務大臣 北朝鮮に対する食糧支援につきましては、今まで、北朝鮮の深刻な食料事情に配慮をいたしまして、人道的な観点から行ってきたというところでございます。実際の支援の決定に当たりましては、こうした人道上的考慮に加えまして、総合的な観点から判断を行っているわけでございます。

一般論として申し上げれば、人道上的考慮に加えて、種々の要素を総合的に勘案するということが認識をいたしておりますが、現在の時点では、新たな食糧支援について具体的に検討を行っているという事実はございません。

○末松委員 別に、食糧支援やると言っているわけじゃないんですよ。要は、私たちが、日本人が過去迷惑をかけたというのはまさしく北朝鮮に対してそうであるし、それに対して、隣人が飢えているときに私たち隣国がきちんと支援をしていくのは、ある意味じゃ当然だろう。ただそれが、政府の幹部とかあるいは軍隊とか、そういった人たちにだけ支援が行き渡るようなそんなやり方であってはだめだということだと思いませんか。

ですから、ぜひそこは、北朝鮮への食糧支援がそういった一般の大衆に行くべくどういうふうな、行かなきゃいけないかと思っておりますから、そういうチェック体制というのはどうなっているんですか。そこはきちんとされているんですか。

○川口国務大臣 この北朝鮮の内部事情については、なかなか外からはわかりにくいという事情があるということは事実でございますけれども、世界食糧計画の、これはWFPですが、緊急食糧支援活動に関するアピールにこたえまして我が国が行った食糧支援につきましては、これは子供、高齢者、妊産婦等を対象にしたものでございまして、委員おっしゃられるように、その実施の状況については、きちんとそういったところに行き渡っているということを確認することが大事でございまして、その実施状況につきましては、WFP、世界食糧計画ですが、及び我が国の視察団がモニターをしているということでございます。ちなみに、WFPは月二百回から二百五十回のモニタリングを実施しているということでございます。

○末松委員 我が国の視察団というのは非常にお粗末なチェック体制しかできなかったという報告も受けていますが、我が国もWFPの視察団にちょっと加わるなりして、やはり我が国の目でもきちんと見るような、そういったことをぜひお願いしたいと思えます。

これをもって一応、さらにこの問題については継続的にやっていきますので、その辺は本当に真剣にチェックをしていく、あるいは真剣にやっってください。ということで、質問を終わります。ありがとうございました。

○玉置委員長 次に、渡辺周君。
○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。きょうは時間が余りございませんので、早速質問に移らせていただきます。

まずは、防衛庁長官、四月、今月ですね、二十日から訪韓されるということのようでございますけれども、どういう目的で韓国の方へ行かれるのか、その点について、まず冒頭お尋ねしたいと思えます。

○中谷国務大臣 現在準備中でありましてけれども、私、就任してまだ韓国の方に訪問したことがございませんので、今後の日本と韓国の防衛交流を一層増進させるという目的と、また共同訓練や防衛交流など、日韓間での安全保障面での担当者の交流が一層拡大するようなことで、また最近の国際情勢や東アジアの安定に向けての認識等の意見交換を行ってまいりたいというふうに思っております。

○渡辺(周)委員 それは、韓国で防衛当局の方々、まさにこの防衛交流ということ、今後の共同の演習等も含めて連携を密にしていけるということだと思えます。

ここでちょっとお尋ねしたいのは、やはり北朝鮮の問題の中で、韓国も大統領が近々にもかわるということございまして、今後の朝鮮半島の韓

国の政策というものがどのように変わるかということが大変注目されるべきところでありますけれども、反面で米軍が、朝鮮半島の軍事境界線に近いところの用地を在韓米軍が五五返還するというのが韓国と米国で合意をされたというようなことでございます、正式合意したと。

その点につきまして、どういう状況、情報をお持ちなのか、防衛庁にお尋ねしたいと思えます。

○中谷国務大臣 まず、韓国の国防政策につきましては、韓国の政治の中で行われているわけでありまして、今後とも注視をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、在韓米軍の規模等の問題でございまして、せんだつての二十九日に、韓国の国防長官と在韓米軍司令官が在韓米軍供与地約二万四千六百ヘクタールを一万一千ヘクタールに二〇一一年までに段階的に返還することを盛り込む計画に合意したというふうに伺っておりますが、これは、二十八カ所の米軍用地と施設及び京畿道の三つの米軍訓練場など延べ一万三千六百ヘクタールが返還されるということでありまして、この一万三千六百ヘクタールの中で一万二千九百ヘクタールの米軍訓練場がこの三つにあつておりまして、またまた地域の返還が実現するのではないかとこのように思っております。

○渡辺(周)委員 この時期に来て、この米軍用地の返還ということの戦略、この点はどういうふうにお考えですか。この米軍の戦略、あるいは韓国の対北朝鮮ということを考えた場合、どのように今回のこの合意を日本側としては受けとめているか、その点についてはどうお考えですか。

○中谷国務大臣 これは二〇〇〇年の十一月に米側から提案をされて、二〇〇一年の二月から協議が行われてきたものでありまして、あくまでも在韓米軍供与地の統合、縮減であつて、米軍兵力の削減であるというふうには認識をいたしております。

また、二〇〇一年の七月十七日に、米国防省の報道官が、従来の基地を多数閉鎖してより効果的

に米軍を配備する案を検討しているが、在韓米軍の駐留規模の縮減は例外であるというふう述べておられ、ブッシュ大統領も、訪韓の際にここに駐留を続けると。さらに、ブレア太平洋軍司令官も、下院の軍事委員会において、この計画は訓練及び共同戦闘能力を高めながら韓国に所在する主要な米軍基地の数を削減するものというふうにしておりまして、規模自体は変更が大きいというふう認識をいたしております。

○渡辺(周)委員 こういうことをすると、当然、これを伝える北朝鮮側は、逆に言うと、誤った情報の内向けのプロパガンダに使われるんじゃないかと私も思うわけです。

つまり、よく北朝鮮側が使うのは統一という言葉ですね。半島統一、それと米軍撤退ということの二つをキーワードにして、これまでも国民に対して非常に抑圧的な政策をスローガンを掲げながらとってきたわけでありまして。

そうしますと、この出撃拠点である米軍が、我々のサイドとしてはそのように理解をしても、北朝鮮側は、恐らく境界線に近いところのエリアに対して、たとえ効率性を求めるにしても縮小、統合をするということ、ある意味では、在韓米軍撤退という形でプロパガンダをするんじゃないかと私なんか思うわけでありまして、次回の日韓の防衛庁長官の会談の中ではぜひその辺についても意見を交換していただきまして、そしてまた、北朝鮮側のプロパガンダに使われないように、その点についてはくぎを刺していただき、というふうな思われたいわけでありまして、その辺についていかがですか。

○中谷国務大臣 今回の合意による韓国の国防長官の発言によりまして、長年累積されてきた民間が解消され、地域発展の契機となると同時に、駐韓米軍に安定した駐屯条件を提供し、韓米同盟関係がより強固になるだろう、また、米軍の在韓司令官も、この土地計画は同盟パートナーである韓国にウイン・ウイン効果をもたらす、基地の効果的な縮小、統合によって米軍施設が質的に向

上し、テロの可能性からも保護されるだろうというふう述べておられ、当然のことながら、北朝鮮に対する警戒は現状を維持しつつ、こういう民間に対する配慮等から米韓両国で話し合いがされて実現された問題でございまして、私の認識としては、引き続き米軍の前方展開を重視しており、これを維持して強化をしていく意向であるという認識を持っておりまして、これを踏まえて話し合いをしてまいりたいというふうに思っております。

○渡辺(周)委員 私も、ちょっと今驚きを持って聞いたのですが、実は防衛庁長官に就任されてからまだ韓国へは行ったことがなかったんですね。非常にも日本の防衛政策を考える上で、やはり韓国とのパートナーシップ、連携ということ、朝鮮半島問題を抱えている現在において、実は今まで長官同士がここで会談をしたことがなかった、防衛交流について話をしたことがなかったというところは、実は驚きを持って私も聞いたわけでありまして、ぜひとも実りのあるものにしていただきたいというふうに思っております。

これは報道記事で出ていたんですけれども、この中で、韓国と共同で不審船の対応をする。不審船というのは、今後新たな不審船が何らかの形で我が国の周辺に脅威を与えた場合には、韓国とお互いに通報し合って、何らかの形で共同行動をとるということをここで確認するというふうな一部報道されておりましたけれども、それは事実なんですか。

○中谷国務大臣 現在、この日韓の会談においていかなる内容を話し合うかということにつきましては調整中ですが、不審船の事案に対しては、我が国関係省庁間の連携のみならず、周辺諸国とも情報交換等を行って、適切に対処していくことが重要だというふうな認識をいたしております。まして、このような問題についても意見交換等は行ってまいりたいというふうに思っております。

ラ・コマンド部隊の侵入に対処するために自衛隊と韓国軍との情報交換を抜本的に強化する方針を固めた。それによって相互通報システム構築を進める構えだ。日韓防衛首脳会談で合意したい考えというふうな報道されているわけでありまして、え、ある意味では、不審船のみならずゲリラ部隊にも対応する、コマンド部隊の侵入にも対処するというふうな報道はしているわけでありまして、けれども、当然こういうことも想定をして、実際、首脳会談を行うんですね。

○中谷国務大臣 現在、アジェンダの調整を行っておりますけれども、現時点において、そのようなことを固めて合意するというようなところまでは至っておりません。

○渡辺(周)委員 しかし、二十日の日に行くに当たって、実際、こういうふうに出ているわけですから、固めていなくても検討は当然されているわけ、また、この周の状況、朝鮮半島情勢等を考えれば、あるいは、我が国の昨年の不審船事案以来どういことが起きているかということ、ここで議論を今さらするまでもなく、皆同じ思いを共有しているわけでありまして、その点につきまして韓国とは話をするという方向で当然考えているわけですね、まだこれは確認していないというのですね、という、そういうことが議題にならなかったら、何のために行くんだかもうわからないわけですね。

○中谷国務大臣 今後とも、日韓間が安全保障の面で緊密に連携をして、この地域の安全保障や両国の防衛のために資するということは大切でありまして、日韓間の防衛交流が現時点より進展するように努力をいたしたいと思っておりますが、内容につきましてはまだ調整中でございますので、今後とも、より一つでも実りがあるように努力をいたしたいというふうに思っております。

く書いてあるというこの方がおかしいわけでありまして、ここでは検討中で、逆に言うと、報道されていることが事実なんだかそうでないかも全然わからない。つまり、今までも議論はどこもそうなんですけれども、いつも、検討中だ、ここでは話ができないと言いつつ、逆に言うと、何か国会の方が後回しにされて議論をしているような気がしてしょうがないわけでありまして、ここで言ってもしょうがないのですが、では、どうぞ一言だけ。

○中谷国務大臣 そういう誤解があるなら申し上げますけれども、対応するという方針を固めた事実はございません。

○渡辺(周)委員 わかりました。これ以上言っても時間がもったいないので次に行きますけれども、とにかく実りある会談をしてきていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それで、今も話がありました、現在調査中の不審船についてお尋ねをするわけでありまして。これは海上保安庁に伺うわけでありまして、若干質問がダブりますが、既に、船体がいかに沈んでいるかという調査で大体明らかになった。前回、私も質問の中でそのことを申し上げました。お答えをいただいて、不十分ながら答えをいただいたわけでありまして、不十分ながら相変わらず今もなっていないこと、遺体も三、四人確認したというふうなことであります。これは事実なんですか。この点についてお尋ねをいたします。

○縄野政府参考人 私どもは、二月の下旬に水中カメラで調査をしまして、あの船が沈んでいる船だということ特定いたしました。それから、大まかではございますけれども、大きな損傷は認められないでちゃんと立っているということも確認をいたしました。これから気象、海象が、波の高さとか風速が許す範囲で時期を選びまして、私どもとしては、潜水士を潜水させて、今度は詳

しく、船の外観、引き揚げに耐える状況になつて
いるかどうか、本当に損傷がないのかわるか、ク
レーンでつり上げるときに大丈夫かということに
つきまして調査をさせていただきたいというふう
に思っております。

報道されておりますようなことにつきまして
は、私もとしましては、水中カメラで写った状
況をこれから実際に潜水士での調査、あるいは引
き揚げて検証して確認をして、これを犯罪捜査と
して証拠物品として特定をしたいわけございま
す。今、その途上でございまして、何ごどのよ
うな状況で沈んでいるかということについては答
弁はこれ以上控えさせていただきたいと思いま
すが、いずれにしても、どういう状況で沈んだ
のかということにつきまして説明をするために調
査をし、引き揚げに全力を尽くしたいというふう
に思っております。

○渡辺(周)委員 お答えを差し控えさせていただ
きたいと言われるんですけれども、あちこちで自
爆が裏づけられたと書いてあるんですよ。

それで、自爆は裏づけられた、船体はロシア
製、船形を偽装するための空洞状態では船橋が
分離されていたとか、いろいろなことがもう既に
報じられているわけでありまして、ここではお答
えを差し控えさせていただきたいと言いがらど
んどん、まさにマスメディアは幾らでもこれは書
いているわけでございます。もう既に、特殊任務
を帯びていたことは確実と見られているなんとい
うことを書いてあるわけです。

実際、そこまで言われると我々も追及しないわ
けにはいきませんから、この問題でずっと、私も
二回ぐらい過去に質問をいたしました、一体いつ
になったらわかるのだと。とにかく十二月の二十
何日の日の事件で、もう四月なんです。四月に
なつていまだに、船形をやっとさ確認したと
か、一体何がどうなっているかわからなかつたな
んと言いながら、これは一般的に考えれば、とに
かく時間を稼がない、時間を稼がないと次の
交渉がなかなか進んでいないから、結局そこで

一生懸命、何かまだです、まだですと言いが
ら、どう考えたって時間がかかり過ぎじゃないで
すか。その点について、大変に、ここに何か隠さ
れているものがあるんじゃないかというふうに思
うわけがあります。

実際、その不審船で今の現状からわかること
ろ、一体何を今の段階で推測されるかということ
についてどういう御見解をお持ちか、その点につ
いてはいかがですか。お答えいただけますか。

○縄野政府参考人 まず一点でございますが、私
どもは引き延ばしておるわけではございません
で、実際に潜水作業をする、あるいはこの後引き
揚げをするとして、実際の風速、風の強さとか
波の高さについて作業の条件が制約がございま
す。それは冬ではできませんので、そのような気
象条件になるのを私どもとしては今準備しながら
待っておりますことでございます。

それから、今時点で私どもが確認できておりま
すことは、先ほど申し上げましたように、沈んだ
船があの船であるということ、大きな損傷は見
られないということでありまして、報道されたよ
うなことは想像の域を出ないというふうに私ども
は思っております、これはいつ明らかにするの
かということであれば、引き揚げた時点で明らか
になるということでございます。

○渡辺(周)委員 引き揚げた時点というんですけ
れども、引き揚げさせないというような、今度は
中国の王さんというんですか、外務次官が発言を
されました。この間は外務大臣がおっしゃって
いた、今度は外務次官。つまり中国の幹部は、とに
かくこの不審船の引き揚げについては重ねて慎重
であるべきだ、中止をするべきだと言っているわ
けです。ところが、日本の外務大臣からも外務次官か
らも、これは引き揚げるべきだという声は全然聞
こえてこない。あるいは、中国に対して公の席で
それをやるべきだと前も申し上げました。E.E.Z
内であるから中国としてはそこで非常に慎重だとい
うのであれば、中国立ち会いのもとでやったら
いいと私は何度も申し上げましたけれども、どう

してそれができないのか。

つまり、この間、中国の外務次官ですか、この
方は、我々は事態の拡大、複雑化をこれ以上望ま
ないと言っているんですね。別に、複雑化あるい
は事態の拡大をさせているつもりはありません
し、もし何でしたら、船体引き揚げであるなら
ば、そこで中国の関係者も立ち会った上で引き揚
げ作業をすればいいわけでありまして、その点に
ついて前も申し上げましたけれども、その点につ
いては、先ほどのどなたかの質問で、外交ルート
で交渉していると言っていますけれども、向こう
は外務大臣なり外務次官なりが話している。こっ
ち側としては、全然そういう声が正式なコメント
は聞かえてこない。外交ルート、外交ルートとい
いますけれども、今どうなっているんですか、こ
の問題、中国との交渉は。

○田中政府参考人 今、海上保安庁長官からお答
えございましたように、この問題については事態
究明のために手順を踏んできちんとやっていくと
いうことでございます。委員御指摘のとおり、
確かに、この船は今中国の排他的経済水域の中に
あるということがあります。中国も、海洋資源
であるとか、あるいは海洋環境について一定の権
限を持っていることは間違いないと思います。した
がって、現に引き揚げるといふことになりました
らば、当然のことながら必要な調整は粛々とやっ
ていくということでございます。これまで中国と
の間では必要な情報の提供はしておりますし、外
交ルートを通じてきちんとした意見交換を行って
きているということでございます。ただ、日本の
ポジションは、あくまで事態の究明のために粛々
と手順を踏んでやっていく、こういうことござい
ます。

○渡辺(周)委員 手順を踏んでいるとおっしゃら
れましたけれども、引き揚げたらこうすると先ほ
ど海上保安庁は言われたわけですね。引き揚げ
たらいろいろな事態の究明ができる。ところが
が、引き揚げられるかどうかについては全く答え
が、いまだに全然、明確な答えというよりも、ど

ちらかという慎重であるべきだというふうに中
国から言われた。

これは一つ確認なんです、先般韓国に行かれ
た小泉総理大臣は、日韓の首脳会談で引き揚げに
慎重であるというようなことをどうも言ったとい
うことを、実は私も小泉総理大臣の訪韓をさ
れたときの報告を受けたときに、外務省からいた
だいた資料の中にそういうことがあったんです
が、実際、その引き揚げには慎重だということな
ことを韓国側に小泉総理は伝えたんですか、その
点についてどうなんですか。

○田中政府参考人 総理が金大中大統領との会談
で言われたのは、まさに今申し上げておる
り、この問題というのは、例えばその引き揚げを
するにしても、実際の引き揚げ作業の安全性とい
うことも担保されてないといけないし、気候の問
題もありまして、いろいろ、きちんとした手
順を踏んで慎重に対応していく問題だということ
でございます。ですから、別に、引き揚げに慎重
だとかそういう話をされたわけではなくて、そう
いうきちんとした手順を踏んで日本の問題として
事態究明のためにきちんとやっていきます、こう
いう趣旨であります。

○渡辺(周)委員 ちょっとさっきさっきになってい
るんですけど、引き揚げをするという行動、ア
クションに対して慎重に、要は注意深くロープが
切れないようにやるという意味の慎重と、つまり
中国という国に対して、おたくのその排他的経済
水域内で引き揚げるといふことについて、この慎
重という意味が二通りにとられていて、この慎
重。つまり慎重というのは、注意深く交渉しな
がらできるだけ誤解を招かないように外交交渉を
やって引き揚げると。

それがどうもさっきさっきになって言われていて、
ただ、引き揚げには慎重と、引き揚げするとい
うことには、例えばさっきさっきさっきさ、釣り糸を
切らないように引き揚げるといふ意味での慎重
じゃなくて、これは政治的配慮を含めた中国と、
あるいは中国側、一説によれば北朝鮮の方から引

き揚げを阻止してくれというようなことを言われているとかというようなことが一部言われているけれども、その点についてどうなんですか、引き揚げることが前提なんですね。引き揚げという政治交渉をする上で、日本の国としてやるということは、これは事実としていいんですかね。

○田中政府参考人 先ほども御説明申し上げましたけれども、総理が言われたのは、まさにそのものごとをきちんとしていくということであって、その中には、手順を踏んで安全性を確認しながらやるという意味の慎重もありますし、それから、先ほど申し上げましたように、これが中国が一定の権利を持っていることは間違いないわけですから、きちんとした調整をしながらやっていく、こういうことも意味をされているのだらうというふうに思います。

ですから、引き揚げについては、まだ決まっているわけではございません。というのは、先ほど海上保安庁長官から御答弁がありましたように、きちんとして、ダイバーを潜らせていろいろなことを確認しながらやっていく必要があるから、それは手順を踏んで、その後引き揚げの判断をする、こういうことでございます。

○渡辺(周)委員 だから、引き揚げる慎重というのはわかっているんです。そんなもの、途中でロープが切れて、またおっことしちゃったら、どうにもならぬわけでありまして。

そうじゃなくて、だから、中国と交渉をちゃんとしているんですかと。では、もう時間がないのと言いますけれども、我が国の領域の中に入ってきて何をしていたのか、あるいは何をしようとしていたのか、もしかしたら何かし終わった後かもしれないという怪しげなものが来て、追いかけていった。しかも、相手は対戦車ロケットみたいなもので持っていて、今わかつてくる限りでも、これはそのつもりで来た、普通の漁船じゃないよとわかつてくるわけですよ。何をしていたかわからないようなものを、とにかくよその国の庭先に

逃げ込んだらどうにもなりませんというんじゃない、ある意味では、お互いの国益を守るために引つ張り上げましょうよ、あなた方も一緒に見ていてくださいよ、我々はそれ以外のことは一切しませんから。中国との信頼関係を損ねるつもりで我々はやるんじゃないということはどうして言って、それをやらない。また、言っているんですか、そういうことを。なぜそういうことが聞かえてこないんですか。

○田中政府参考人 中国との関係については、ほとんどこの事案が始まった当初から情報交換をしておりましたし、先ほど申し上げたような日本の立場というものは、中国との関係で肅々と伝達をいたしてありますし、そういう意味の意見交換というのは、かなり日常的に行われております。

○渡辺(周)委員 意見交換じゃなくて、意見交換なんというレベルじゃなくて、日本の国として、ちゃんと毅然として、こういうことがあったんだということをぜひ言ってくださいよ。どうぞ、御答弁ありましたら。

○縄野政府参考人 田中局長の答弁を補足させていただきますが、私どもとして承知しておりますのは、これは、海上保安官に対する殺人未遂という犯罪行為を犯した船を追跡して、その証拠物を押収するというところでございます。これは、国際法に基づきまして、特に制約のない、正当化される行為だと思っておりますので、そのことは十分に中国に説明してあるというふうに承知しております。

ただ一方、中国の排他的経済水域であると我が国が扱っている水域でございますので、そういう意味で、沿岸国である中国のEEZに関する権益を侵さないような、そういう配慮はしなければならぬということもあわせて伝えている、私どももそのように対応するというふうに承知しております。

○渡辺(周)委員 ぜひ、今殺人未遂というようなことを言われました。まさにそのとおりでありまして、国の治安を脅かして一体何をしようとして

いたのかというやからが、相手を、追跡する海上保安庁を、一種の殺害してでも、武器を使って逃走しようとしたわけでありまして。この問題についてあいまいにするようなことがあったら、まさに、東京都知事じゃないけれども、これは国民から、この内閣は何だ、全く毅然としたところがないじゃないか、そういう評価を受けるんだらうと思えます。この点、もう一回やりまされども、最後に一つだけお尋ねします。

これは日朝交渉の問題の中であって、これが出てきて足かせになっているのじゃないかと言われている、金丸訪朝団が一九九〇年九月二十八日、行かれたとき、当時の自民党副総裁金丸信氏らが社会党の田辺誠衆議院議員と行きました。朝鮮労働党と覚書を交わした。この三党が覚書をして、その中にいろいろな、北朝鮮の人民に与えた損害に対して十分に償うことを認めるというような文言があるわけでありまされども、この点について、この文章というものが、この共同宣言が今どのような位置づけにされているか、その点、最後、お尋ねをしたいと思えます。

○田中政府参考人 委員御指摘の文書というのは、九〇年の九月に、金丸信先生、それから日本社会党の田辺誠先生、いわゆる政党、自由民主党と日本社会党という形で覚書に署名をされているというところでございます。

これは、相手は北朝鮮の労働党ということでございまして、政党間の文書でございますから、今それが有効か無効かというような議論を私どもがする立場にはございません。政府としてそれに拘束されるというものではないというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 今、政府としてそれに拘束されることはないと言いましたが、過去の幾つかの日朝交渉、本交渉を見ても、必ずこの謝罪について、それと賠償という、償いという言葉が出てくるわけでありまして。これ以上もう償いということが、我々が理解している償いとは違うわけでありまされども、北朝鮮側はそれを持ち出す。

つまり、すべてにおいて、ここにある、十分に償うことを認める、この文言が、今後、日朝交渉の問題の中で必ずや北朝鮮側が出してくる問題であろう。なぜこの文章を書いたかということについて、またこれはぜひ次の機会にやりたいと思えます。

最後に一つお答えしてください。これをまだ有効とするのか、法的に縛られないまでも、これは一回ひとつ見直すというお考えはないのか、その点について、どなたかお答えできますか。

○田中政府参考人 まさにこの問題は、政府間におきましては、日朝国交正常化交渉ということで、政府の立場を貫いていく、こういうことだと思えます。

○渡辺(周)委員 政府の立場を貫いていく、この問題はもう一回やりまされども、しかし、また御見解を深めていきたいと思えます。

時間が来たので、終わります。

○玉置委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党の今川正美です。

私は、まず最初に、米軍の厚木基地の爆音問題に関してお尋ねをしたいと思うのであります。

実は、この厚木基地にかかわる爆音問題は、周辺住民の皆さん方が、とにかくうるさくてかなわない、静かな夜を返してほしいという声を挙げてから、もう既に四十年を超えています。実は私も、先月の十三日に、地元市民団体とか周辺住民の皆さんが約二百人ほど集まって、怒りの炎集会というふうに題して集会がありまして、そこに行っていました。実はその日は、先日の三月の十二日から十五日まで夜間の離発着訓練をするというところが米側から事前通告が来まして、どう

いう理由かわかりませんが、私ども社民党の議員が三人、この集会に出かけたその日は、この離発着訓練、いわゆるNLPは中止をされています。

その日、地元の皆さん方からいろいろなお話も伺うことができたわけでありまして、これまでも国会の中で、いろいろな形でこの爆音問題、騒音問題の軽減をめぐっているいろいろな質問があったか

と思うのです。

まず、私が最初にお尋ねをしたいのは、厚木基地でのNLPと言われるいわゆる夜間の離発着訓練と、それから夜間ではない、地元の皆さん方はDLPというふうに呼んでいるようでありますが、通常訓練、この実態を、これは防衛施設庁の方でよろしいんでしょうか、どの程度、どのように具体的に実態把握をされているのかをお尋ねしたいと思うのです。

○嶋口政府参考人 お答え申し上げます。

厚木基地における騒音の問題について、私も大変悩ましい問題、大変な問題だというふう

に理解しています。これまでいろいろ、住宅防音工事とか各種の施策を最優先でやってきております。しかしながら、米軍は、高度の即応態勢を維持する等がございますので、どうしてもNLPは実施したいということでございますけれども、やはりNLPは大変な騒音を出しますので、累次の機会において米側に、できるだけ厚木でNLPをやるのはやめてほしい、硫黄島でできるだけやってほしいということで申し入れてきております。

最近の数字を申し上げますと、最近五年でございますけれども、平成十年は厚木で八日、四百二十回、硫黄島が十一日、一千九百二十回、十一回、四百六十回、硫黄島では二千九百二十回、十二回、十一日、六百四十回、硫黄島で五日、六百三十回、それから平成十三年、ゼロ回、厚木ではゼロであります、硫黄島で二千四百四十回でございます。平成十四年は三日、百十回でございます、硫黄島では一千二十回ということでございます。

私ども、累次の機会に、私も着任早々横田に行きまして、司令官に強く申し入れました。周辺住民のことを考えて、できるだけ硫黄島でやってほしいということで申し入れて、相手方も、騒音問題については頭を痛めているということで、できるだけ協力したいということでございます。

○今川委員 今の答弁はNLPに関してですよね。通常訓練の方はいかがですか。

○嶋口政府参考人 通常の訓練は常時飛行場の中でやっておるわけですが、それにつきましては、その詳細は私どもは承知しておりません。

ただ、騒音測定器を常時設置しておりまして、その騒音状況については的確に把握して、いろいろな変化がございますれば、騒音コンターの見直し等を行い、所要の住宅防音工事その他の措置を講じているということでございます。

○今川委員 今、騒音の測定はなさっているという御答弁でしたが、大ざっぱに、先ほどNLPの場合には平成十年から十三年まで具体的数字が上がっていますが、通常の昼間の訓練が大体年間どの程度行われているという程度の把握もなさっておりますか。

○嶋口政府参考人 お答え申し上げます。

私も施設庁といたしまして、施設を提供している、それに関連するいろいろな問題に対応しておりますけれども、常時厚木基地に人を置いて、また訓練の状況を一々監視するなり見回るといことは困難でございますけれども、いずれにいたしましても、基本的には常時騒音を測定して、周辺住民に対して迷惑をかけないように努力しているということでございます。

○今川委員 実は、地元の皆さん方の強い希望というのは、要望というのは、新聞記事なども、いわゆる夜間の離発着訓練に関しては常に新聞でも報道されるんだけれども、むしろNLPではない屋間の訓練というのは別段米軍側から通告があるわけでもなくて、しかし、これがもううるさくてかなわないというふうにおっしゃっています。NLPが問題じゃないという意味じゃなくて、それ以上に騒音被害、爆音被害の主たるものは、むしろ日々行われる通常訓練によるものが最も多いんだ、そういうふうな悩みなんですね。

それで、先ほど答弁の中で、平成十年から十二年まではそれぞれ厚木もしくは硫黄島での件数が上がりましたが、昨年は全然ないんですか。もう一度、ちょっと確認です。

○嶋口政府参考人 ございません。

○今川委員 今、私は手元に、昨年の十月十一日付で防衛施設庁長官あてに、厚木基地爆音防止期成同盟、それから第三次厚木爆音訴訟原告団、神奈川平和運動センター、三者で申し入れされているんですね。

「厚木基地周辺住民の健康・生活被害をもたらす爆音の抜本的解決を要求する申し入れについて」というふうな題して、その中で、昨年九月十一日にアメリカにおいて残忍な多発テロ事件が発生し、米国は直ちに臨戦態勢を敷いたこともあって、いいですか、九月の十五日から十九日の間、無通告のNLPを初め無謀きわまる訓練を実施し、大和市では五百七十件、綾瀬市では二百六十件、他の周辺都市もかつてない怒りの苦情電話が殺到する状況を引き起こしたとあるんですね。

今の答弁では、昨年は一切そういう、通告があったかなかったかを別にして、明らかに厚木で九月の十五日から十九日までの間夜間の離発着訓練はあっているんじゃないですか。

○嶋口政府参考人 確かに、今聞きますところによりまして、訓練はやったということでございませうけれども、それはNLPではないというふうな理解しております。通常の訓練の範囲だということに理解しております。

○今川委員 そこで、今申し上げた厚木基地爆音防止期成同盟、通称期成同盟、それから第三次厚木爆音訴訟原告団などが、ことしに入りまして、三月十二日から十五日まで米側からNLPの事前通告があったということに関して、三月の四日に、神奈川の平和運動センターとか期成同盟や第三次訴訟団が座間の防衛施設事務所へ、あるいはその翌五日には横浜の防衛施設局に、やめてほしいという申し入れがなっていますね。

あるいはまた、同じく三月四日だったと思いますが、この周辺七市及び神奈川県が、日本政府や在日米大使館あるいは在日米海軍司令部、厚木の司令などに対しても、一月二十九日に日米両政府の間でNLPをめぐる了解事項がございましてね、

この了解事項というのは、基本的にNLPは硫黄島で行うということでありまして、それを県にしても周辺市町もそのように理解をしておったということ、それをもとに申し入れをされています。

また、周辺の五つの市、五市市議会議員会長の基地対策協議会や大和市議会も、日本政府や米海軍に対して同趣旨の申し入れをされておりますけれども、この点の確認ですが、いかがですか。

○嶋口政府参考人 先生御指摘のとおり、日米間で、事務レベルですけれども、これまでやってきたこと、お互いやってきたことを、私どもが申し入れたことについて確認をしております。それで、できるだけ硫黄島でNLPをやってほしい、ただ、運用上の理由とか天候上の事情により、万やむを得ない場合を除き、できるだけ硫黄島でやってほしいということで了解いたしております。

それから、いろいろな団体の方から非常に苦情が来ているということもよく承知しております。そういうことも米側にきちんと伝えて、できるだけ騒音を低減してほしいということは累次の機会に申し入れております。

○今川委員 もう一度確認させていただきたいのは、ことし一月二十九日の日米両政府の了解事項、この中身をもう少し具体的に確認したいんですよ。

といいますのは、関係自治体がこの了解事項にそれなりの期待感を持っているものですから、ちょっとその説明をお願いします。

○嶋口政府参考人 了解事項について読み上げさせていただきます。

「NLPの日米両国政府了解事項」、タイトルでございます。

一 合衆国政府は、引き続きできる限り多くのNLPを硫黄島で実施する。

二 合衆国政府が本土の飛行場においてNLPを実施しなければならない場合においては、合衆国政府は、従来の慣行を継続し、できるだけ早く日本政府に通知するとともに、騒音・環境

等の面に最大限配慮する。
以上でございます。

○今川委員 実は、この騒音・爆音問題というのは非常に地元の皆さんにとっては長年悩ましくて、実際に現地で毎日データをやはり集積しているんですね。これは分刻みですよ。食事をするときも、トイレに行くときもメモ用紙を持って記録をとっていく。すごい執念だとも思いますが、それくらいもうこの爆音に耐えられない、そういう思いがあるから何年もそういうデータをとっているんだと思いますね。だから、もう爆音の音を聞くだけでどういう機種が飛んでいるかがわかるぐらいにやるとはいいですよ。

ところで、そういう実態調査をずっとしている人の話によりますと、ことしの二月中だけでもNLPが二百二十六機、それから、NLP以外の通常訓練だけでも二月中に千三百三十三機が飛び立ったという記録がございます。

問題は、そういう関係自治体とか期成同盟とか第三次訴訟団などの政府に対する申し入れに対して、どのように基本的に対応されているのか、どういった認識なのかをちょっと御答弁ください。○嶋口政府参考人 先ほど答弁申し上げたとおり、私どもも、この厚木基地周辺の騒音状況は大変ひどいものであるということは十分認識しております。したがって、累次の機会に、先ほど申し上げましたように、私も一月十八日に着任したんですが、早々横田に行きまして、司令官に会いました。それから、かなり具体的に申し入れております。できるだけやめてほしいと。

ということですが、先ほど申しませんでしたけれども、そこは短くすると、ただ、天候上の理由で万やむを得ない場合がある、それから運用上のスケジュールが非常にきついということでございます。それで、三日間だけは厚木でせざるを得ない。ただ、その場合は、低騒音機、戦闘機を除いて、一番音の低いものでというふうな話もございました。そのような配慮をされております。

苦情が来ておりますので、私もよく理解できますので、引き続きそのような努力をやっていきたい、このように考えております。

○今川委員 今御説明の中にありました、基本的には硫黄島でやりたい。ところが、米軍の側が言うところの運用上の理由によつては、この厚木でもやるというわけですね。その運用上の理由というのを、日本の側として、具体的にどういう場合にはこれはやむを得ないのかなというふうに理解されているのですか。

○嶋口政府参考人 米軍、特に米海軍でございますけれども、かなり高いレベルの即応態勢に入っている、いつ声がかかっても世界各地に行くというふうな状態でございます。その点は理解しております。

ただ、具体的に、訓練スケジュールの細部だとかがどういふふうになっているか、そのことについては私も承知しておりません。

○今川委員 ところで、この申し入れの中に、例えば厚木基地なら厚木基地を米側が使用する、米軍が使用するに当たって、具体的に基地を使うための使用協定があるはずなんだけれども、それをぜひ公開してほしいというのは文書で申し入れがあつていますよね。これはどうも防衛施設庁の回答としては、承知していないというふうなこの文面ではなっているのですが、それはどうしてでしょう。ちょっと教えてください。

○嶋口政府参考人 失礼ですが、突然の御質問でございますまして、私自身承知しておりませんけれども、よくは承知しておりません。

それは、あるかないかも承知しておりません。調べてお答えしたいと思ひます。

○今川委員 実は、私は佐世保にいます。沖繩が施政権が返還された年、一九七二年、いわゆる沖繩返還に関する五・一五メモという有名なものがありますよね。だから、在日米軍基地の中でも、沖繩に関しては非常に事細かに分厚い書類でもって、沖繩の例えば嘉手納を使う場合、普天間を使う場合というふうな、基地を使うための使

用協定がきちっと日米間で協定されているわけですね。これが当たり前だと思ふんです。

問題なのは、沖繩以外の、この厚木にしましては佐世保にしまして、なぜ基地を使うための使用協定が国民に明らかにされないのか不思議でならないんですよ。少なくとも、今申し上げたように、沖繩は明らかにされているわけですね。その点をちょっともう一度お聞きしたいと思ひます。

○藤崎政府参考人 お答えいたします。

今、今川委員から、沖繩の返還時に日米間で合意しました使用協定、いわゆる五・一五メモとの関係で、本土の基地についての御質問がございました。

これにつきまして、これは各基地によつて異なっておりますけれども、厚木基地でございます。昭和三十八年九月の日米合同委員会におきまして、厚木飛行場における騒音規制措置というものについて合意しております。そして、これにつきましては昭和四十四年に改定いたしました。米軍は運用することになっている次第でございます。

私もこのことについて、各こういう規制措置というものについて、これをつくりましたのは周辺住民の方々に騒音の影響が可能な限り及ばないよう、もちろんこれは先ほど施設庁長官からも申し上げましたように、非常に大きな問題ということで私も認識しております。これが可能な限り小さくするというところでこういう規制をつくっているわけでございます。

これが守られるよう、引き続ききちんと対処していきたいというふうに考えております。

○今川委員 私の質問の趣旨が十分理解されていないみたいなんですけれども、例えば佐世保の場合を例にとりますと、これは外務省なら防衛施設庁、両方にかかわってくださると思うんですが、旧安保条約のもとでの行政協定、ございますよね。それが六〇年に安保条約の一部が改定されて地位協定に引き継がれていくわけですが、もともと、日本があの戦争に負けて、米軍中心に占領軍という

形が入ってきますね。そうすると、佐世保の場合だと、ほとんど私有地がありませんから、旧海軍工廠、それまで日本海軍が握っていた、管理していた施設を全部接収するわけですね。終戦直後のどさくさですよ。

一九五一年にサンフランシスコ講和を結び旧安保条約を交わすというふうになるわけですが、そのときに、行政協定から六〇年の安保改定があつて地位協定に移り変わっていくときに、これまで、とにかく終戦直後米軍が押さえていたものはそのまま使わせていただくというふうになつていくんですね。だから、基地の使い方、日本側からすると基地を提供するわけですから、米軍側からすると提供されたものを受けてそれを使っていく、そのときの日米間の、政府間の基地使用に関する協定の交わし方というのが実にあいまいなんです。だから私は申し上げているのです。

沖繩の五・一五メモにあるように、北は三沢から南は沖繩に至るまで、米軍に沖繩以外の基地をたくさん提供しているわけですから、その基地を、ただ騒音問題だけじゃなくて、基地をこのように使うというふうな協定があつて当たり前なのに、なぜそれが国会の場であるいは国民に対して公にできないんだらうか。沖繩に関しては公にしているわけですから、その点をお聞きしているのです。

○藤崎政府参考人 お答えいたします。

各施設につきまして、その経緯に基づきましてどのような米側との使用についての取り決めがあるかということとは、おっしゃるとおり一律ではございません。

沖繩につきましては、おっしゃる通りに、長い米軍の施政下を経ましてこれが日本のもとに戻りました際に、この五・一五メモという合同委員会の合意を作成いたしました。後にこれを公表した次第でございます。

本土の基地、これは厚木を含めまして、あるいは佐世保等を含めまして、沖繩よりも前に復帰しております。沖繩の方々は、これらの基地の使

用条件については、むしろ本土の方がいいのではないかと御議論を随分されてきたことは事実でございます。

私もどなたもいたしましては、これまでの経緯を踏まえまして、各基地の使用条件について、それはそれぞれ異なるわけでございまして、それはきちんとこれは合意されたとおりに守られていくようにということで、今後ともきちんと対処してまいりたいと思っております。

○今川委員 ちよっとあとの質問もありますので、これ以上深くは言いませんが、ぜひこれは隠すことではなくて、むしろ、特に米軍基地を擁している自治体、その県民、市民にとりましては当然知っておいて当たり前のことなんで、きちんと、少なくとも沖繩のように明らかにしてほしいと思うのです。

さて、ことし三月の六日に、同じくこの騒音問題を抱えている小松、これは自衛隊機による騒音問題であります、この航空自衛隊の小松基地の騒音をめぐる飛行差し止め訴訟なんでありまして、けれども、第三次、第四次小松基地騒音訴訟の判決で、金沢地裁の裁判長は次のように下しているのです。

国は、住民に受忍限度を超える騒音被害が生じているのに防止措置を講じなかったとして、いわゆるW値、うるささ指数七五以上の原告千七百二十九人について、過去の賠償、計八億一千三百八十四万円の支払いを命じたこととありますが、これは厚木基地の場合も横田基地の場合もことしじゅうに判決が出るものと思うのですが、この小松基地の訴訟の判決内容をどのように受けとめ、評価されているのかをお伺いしたいと思います。

○山口政府参考人 お答え申し上げます。
本判決において、飛行差し止め及び騒音規制並びに将来分の損害賠償については、国側の主張が裁判所の理解を得られたところでありました。他方、過去分の損害賠償請求が一部容認されたことは、これまで私ども、住宅防音工事等、騒音対策

について十分御理解が得られないということもございましたので、三月十九日、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴したところでございます。

○今川委員 これはむしろ全体的に外務大臣にお尋ねした方がいいのかなと思うんですが、日本が日米安保条約に基づいて米軍に基地を提供しています。そうしますと、この厚木の問題は一つの象徴的な事例なんです、騒音問題だけでも、横田、小松、厚木、嘉手納というふうなそれぞれが、地元の住民の皆さん方は、やむにやまれず訴訟という手段に訴えざるを得ない。

そうしてきますと、やはり日米の安保、同盟関係というのは、地元の住民を含めて、これは仕方がない、日米関係上、こころなやみでは我慢せざるを得ないというのがあると思うんですよ。しかし、こういう形で、二十年も三十年も訴訟に訴えざるを得ない。まず、やはり住民生活優先ということをお前提にして日米安保というのは成り立っていくんじゃないかと思うんですけれども、その御所見を伺いたいと思うんです。

○川口国務大臣 委員が御指摘になられておりますように、航空機の騒音問題が基地の周辺の住民に与える影響には大変に深刻なものと私も思っています。

おっしゃったように、日米安保条約に基づく日米安保体制というのは、我が国及び極東に平和と繁栄をもたらしているわけでございまして、また、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとして有効に機能しているという評価をしております。また、こうした日米安保条約の役割につきましても、国民の大多数からも支持をされていると考えております。

その上で、政府として、この騒音規制措置、厳格な騒音規制についてどうしていくかということでございますけれども、米軍がその訓練、活動に当たって、安全性の確保、周辺住民への負担の軽減に万全を期すべきということは当然であると思っております。この点につきまして、政府から、閣僚レベルを含めまして、さまざまな機会に米側に対し

まして申し入れをしているわけでございます。今後とも、その申し入れにつきましては引き続き行っていくと考えております。

また、米軍は、日米安保条約の目的達成を図りながら周辺住民への航空機騒音の影響につきましても最大限配慮をするという観点から、騒音規制措置、これは米側と合意をしたものでございまして、けれども、これは従いまして、周辺住民に対する航空機騒音の影響をできるだけ軽減するように最大限の努力をするということであると承知いたしております。

今後といたしまして、政府としましては、この騒音規制措置の厳格な履行をアメリカに求めていくということで、それとともに、地元の方々の御負担の軽減には取り組んでまいりたいと考えております。

○今川委員 時間の関係もありますので次の点に移りたいと思いますが、二点目には、これは特に防衛庁長官の方にお尋ねをしたいと思うんですが、例の自衛隊のいじめ問題なんです。

私は、議員になる前後のところで、例の護衛艦「さわぎり」の自殺問題で、一つは、私自身目を開かれたのは、自衛隊という組織にかかわる論争というものはもう長年、違憲だ合憲だという論争は続いてきましたよね。私自身がやはり気づいたのは、既に二十三人を超える陸海空の自衛官の問題なんです。その人権問題というところに私は非常にこだわりのありまして、ホームページにも載せて、いろいろな相談を受けたということをやっております。

この護衛艦「さわぎり」の事件というのは、一九九九年十一月の八日の出来事でした。その中身はもう過去の委員会でも申し上げてますから詳しくは申し上げませんが、これが昨年から、やはりお母さんを初め遺族にとりましては、明らかに当時いじめがひどくて、それを苦にして艦内で自殺をした。ところが、海上自衛隊としては、調査委員会を設けた上で、二〇〇〇年の二月二十一日、いじめはなかったという最終的な報告書を出

されました。これを不満だとして裁判が起り、そして今、裁判が行われているのは佐世保です、お母さんは宮崎におられますので、九州規模での裁判を支えていくという支援共闘会議も結成されました。

それで、今回、これはまず中谷長官にお気持ちを率直に聞いておきたいと思うんですが、この「さわぎり」事件にかかわる裁判が起ってしまったことに關して、率直に、どのように受けとめておられるでしょうか。

○中谷国務大臣 このいきさつ等につきましては十分把握はいたしておりますけれども、この事件につきましては、現在、司法の場で、平成十三年十月一日に第一回の口頭弁論が開始されて、現在審理中であり、司法の判断の問題でございますので、言及は控えたいというふうに思っております。

なお、本件の処理につきましては、お話がありましたように、平成十一年の十一月十六日に、佐世保の地方総監部幕僚長を委員長とした一般事故調査委員会を設置いたしまして、関係者から事情聴取を行いました。結論を得たものでございまして、自殺の原因については、自殺者個人に関する要因、訓練、教育、指導に関する要因、勤務環境に関する要因、服務規律に関する要因等、多方面から調査を行いましたけれども、遺書などにも報告をされております。

○今川委員 私も裁判の成り行きをずっとこれから見守っていきたく思うんですが、もう時間がありませんので、このことだけ知っておいていただきます。

一昨年、いわゆる護衛艦「さわぎり」に私も実際調査に入りましたが、そのときはっきりしたのは、いじめ問題というのが一つと、もう一つは、教育隊時代に約三年間、上官に、班長クラスに大体貯金通帳なんかを預けるわけですね。これから七十万円を超えるようなお金が抜き取られていたというのが、この自殺をした彼だけじゃなくて

て、かなり組織ぐるみとも思えるようなことが、これは新聞にも報道されました。そのために、実際に事情聴取に当たっているんですね、自衛隊内部で。

ところが、彼が所属していた班の上司が、Aさん、Bさんと言っておきましよう、一人は、三回目の事情聴取を受けるその日、一昨年の八月の末です、恐らくこの事情聴取を苦にしたと思われるで、それが恐らく理由でしようけれども、佐世保の山林で首をくくって自殺をするという事件があったんですね。その年の暮れ、まさに呉市から家族で佐世保に戻る途中、佐賀県の国道で、たしか大型ダンプだったと思いますが、正面衝突をして、その事件にかかわったと思われる班長は即死です。中学生だった長女は一週間ぐらいい後に亡くなられています。非常にミステリアスなことが続いたんですよ、その二年前というのは。そういう事件を含めた、非常に大切な事件であり、裁判であるわけです。

さて、もう時間が余りありませんが、過去五年間、自衛官の自殺者の数がどの程度なのかを、まづちょっとデータを示してください。

○宇田川政府参考人 過去五年間の自衛官の自殺者数でございます。

平成九年度は六十二名、平成十年度は七十五人、平成十一年度は六十二人、平成十二年度は七十三人、平成十三年度は五十九名、五年間で合計三百三十一名であります。

○今川委員 問題は、自殺の原因、一定の分類と、このか、こういうものが理由じゃないだろうかというのを把握されていると思うんだけど、そこもついでに説明してください。

○宇田川政府参考人 過去五年間の自殺の原因でございます。

私ども、分けていますのは、病苦とか、病気であります、病苦とか借財、借金であります、それから家庭、職務、こういうような分類をしておりますが、過去五年で、先ほど申し上げた数字で申しますと、一番多いのが、平成九年度で申しま

すと、その他不明というのが二十一名で多いんですが、借財が十九名、これが多うございす。そのほかにも、借財であります、十年度は十七名、十一年度が十五名、十二年度は二十名と、借財が多うございす。それから、年によつてばつきがありますが、病苦につきまして、十一年だと十一名、十二年だと十名、職務が、九年度だと十二名、十一年で十一名、このようなばらつきになっております。

○今川委員 いま一つは、これはわかる範囲内ではないんですけども、自衛隊員に対する隊内でのカウンセリングが大体年間どういう形で数字が出てきているのか、説明ください。

○宇田川政府参考人 カウンセリングについてであります。必ずしも陸海空そろった数字ございせんが、平成十二年度で申し上げます。平成十二年度は、陸上自衛隊員ということでありまして、自衛官及び事務官等を含んでおりますが、これは一万八千五百二十三件。それから、海上自衛隊につきましては、恒常的なデータはございせんが、地方総監部のデータがございす。これでありまして、九百六十六件。それから、航空自衛隊であります、二千二百五十件。平成十二年度の、必ずしも自衛隊全部ではありませんが、カウンセリングの数としましては二万一千七百三十九件。こうなっております。

○今川委員 ちょっと時間がほとんどなくなってきましたが、また次回にもう少し具体的にお願いします。今もいろいろあると思うんですけども、それから、あつと、その他不明というところもあります、これは価値観の違いからきてなかなかそういう仕分けができないのかと思うんですけども、通常の世間で言われるいじめとかしごきとか、これはこういう自衛隊という組織だから、厳しい指導だとか訓練だとかという言葉に恐らく置きかわるんだらうと思うけれども、結構私も、匿名も含めましていろいろな相談を受けます。問題は、自衛

隊の側に、訓練内容が過酷であつたり指導が厳しかったりということはあるんでしょうけれども、明らかにいじめだということふうな自覚があるのかどうか。実際、今、カウンセリング、それから自殺者の数、説明していただきましたが、中谷長官、どうなんでしょう、やはりいじめがその理由の大半だとは言えないにしても、一切自衛隊の中にそういうのはないよと胸を張って言えるものなのかどうなのか。どうなんですか。

○中谷国務大臣 最近ばかりではありませんけれども、私も実際に幹部自衛官として隊員の生活指導等を見ておりまして、私が訓練を受けた、心理としては非常に辛いこととか、厳しいときとか、将来への不安はありましたけれども、その辺は同僚とか先輩が非常に明るい雰囲気をつくってくれたりして、お互いにそういう部隊を練成しようというところで非常に心がけをいたしてあります。したがって、相互にそういういじめが起らないということを注意してやっています。うのは現場でございすけれども、実際、このような自殺者の数字も出ておりますので、そういう個々の隊員の心理に対して、逃げ場がないというのではなくて、カウンセリング等話を聞いてあげたり、また上司が心がけるといった努力は当然必要だというふうに思っております。

○今川委員 もう時間が参りましたので、最後にもう一度防衛庁長官に、どうしたらいいのかなと私自身悩んでいるんですよ。この「さわぎり」事件の場合には、二十一歳で、三等海曹だったんですね。これは出所を明らかにするわけにいかないんだけれども、つい最近、これは三佐クラスの人のです。実際に、私のホームページで、自衛官の人権問題に関心を抱いている議員がおるのでびくびくしましたと言つて、実はいじめにいじめられて、私も一つ間違つと自殺しそうです、しかし妻もおります、子供もおりますと言つて、しかし妻は一回とにかく会ってくれないかということ、先々週あるところでお会いしたんです。しかし、それは実名はちょっと避けたい。非常に深刻です。

それで、これはまた別の機会にもっと具体的に、明らかにできるところはしながらお尋ねをしたいんだけれども、中谷長官、いわゆるカウンセリングで相談を、自衛隊の中でいろいろな相談を持ちかけるのはまだいいんです。ところが、今回私に相談があったように、どうせ組織の中で相談してもまたいじめられるとか、あるいはかえつてある意味で出世に響くとか、いろいろないかがあるんでしようけれども、一たん相談を受けたときに、例えば私がその隊に行つて、何たることだと言つて、それは改善されればいいですよ。かえつて陰湿にやられかねないという怖さがあります。だから、例えばこの国会の場所であつて、それをやっておるやないかとやつたところで、事態がそれで解決するのなら、もうきょうだって明らかにしたいんです。どうしたらいいと思われませんか。本当に悩ましいと思うんですよ。

○中谷国務大臣 先生にその隊員が悩みを打ち明けたように、組織の中でそういう意見を打ち明けるような場所を確保すると同時に、そのことによって問題が解決されて、隊員が健全な状態で仕事ができるように処置できるような、そういう機関をつくる必要があるというふうに思っております。

基本的には、そういう悩みがあつたら打ち明けることができるような場所の確保がどうしても必要ではないかというふうに思います。

○今川委員 もう時間が来ました。これはまた機会を改めて、長官、これはやはり自衛官一人一人の人権にかかわる問題ですので、立場を超えて、やはり彼らが本当に自信と誇りを持って日々の仕事に打ち込めるというふうな、そのためには、カウンセリングはもちろんなんです、ぜひもっといろいろな手だてを防衛庁の中でも考えていただきたいということをお願い申し上げます。

○玉置委員長 内閣提出、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。中谷防衛庁長官。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中谷国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明します。

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正を内容としておりまして、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編等、陸上、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編等並びに統合幕僚会議における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正の内容について御説明いたします。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編等及び情報保全隊の新編等に伴い、陸上自衛隊の自衛官の定数を四百五十四人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ十四人増加するとともに、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、統合幕僚会議の自衛官の定数を百三十五人増加させることを内容とするものであります。これにより、自衛官の定数は計二百九十一人削減されることとなります。

ります。

次に、自衛隊法の一部改正の内容について、その概要を御説明します。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を三人増加するものであります。

以上が、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○玉置委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「十六万三千七百八十四人」を「十六万三千三百三十人」に、「四万五千八百十二人」を「四万五千八百二十六人」に、「四万七千二百六十六人」を「四万七千二百八十人」に、「二十五万八千五百八十一人」を「二十五万八千二百九十人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の二第二項中「五千七百二十三」を「五千七百二十六」に改める。

附則

この法律は、平成十五年三月三十一日までの間

において政令で定める日から施行する。

理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年四月十二日印刷

平成十四年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E